

12月8日（火曜日）

第3日目

平成21年12月8日（火曜日）

議事日程第3号

平成21年12月8日（火曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

第2 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 吉 原 正 君

(1) 予算編成と予算説明書の配布について

- ① 22年度は市長任期の最終年度、マニフェストの実践としての政策的予算の方針について
- ② 事務事業の評価・検証が生かされる予算づくりのシステムが機能しているか
- ③ 市民にわかりやすい予算説明書の作成と配布をしてはどうか

(2) 協働自治と地域振興について

- ① マニフェストにある協働自治による地域経営の理念と具体的手法について
- ② 長野大学の長野晃教授の地域住民がみずから課題を見つけ、政策を提案し解決していくという地域づくりについて
- ③ 住民みずからの地域づくりと関連する地域枠予算の創設について
- ④ 市民協働促進条例、まちづくり基本条例について

(3) 学校統合と校舎の利活用について

- ① 統合及びその年次については、地元と十分な話し合いを行い、その意向に沿った方向で進めてほしい
- ② 統合後、明かりの消えたまま何年も放置されることを何よりも危惧している。市長にはその心境をわかってほしい
- ③ 利活用に向けた協議会を早急に立ち上げ、具体化に向けた作業に入るべき

(4) 都市計画税について

- ① 県内の市で課税していない市が多いのが実情。市長はどのように思うのか

- ② 目的にあった使い方をし、納税者にどのような利益があるのかの説明が必要。理解を得ていくために何か対応策を

2. 小畑 淳 君

- (1) ハチ公効果を一過性のものにしないために
 - ① さまざまな観光資源を今後どのように生かしていくのか
 - ② 犬都大館市に恥じない秋田犬の取り組みについて
 - ③ 大館市秋田犬保護育成に関する条例について
- (2) 地域協働での市道・生活道路の整備をする制度の創設について
 - ・ 今後、公共工事の減少が予想されることから、市道や生活道路等を整備する制度を創設する考えはないのか
- (3) メタボ対策について
 - ① 「健康おおだて21」、これまでの中間報告と今後の取り組みについて
 - ② モデルとしての市長の取り組み内容と成果について

3. 明石 宏 康 君

- (1) 市たばこ税について
 - ① 貴重な自主財源が市外へ流出している可能性がある
 - ② ここ数年で多くの自治体が巨額な減収を余儀なくされている。たばこの地元仕入れへの理解を求める努力を今すぐ始めるべき
- (2) 民間企業が参画した行政サービスの充実について
 - ① 現在、当市ではひとり暮らし高齢者の毎日の安否確認は行われていない。民間企業の支援を得て年間を通じて毎日行うこと
 - ② 自社利益のみだけではなく、稼がせてくれた地域社会への貢献という理念は商いの本道に行くものであり、見習うべきところが数多くある
- (3) 公共事業評価について
 - ・ 第三者機関による諮問機関を設置して、その審議や評価の過程や結果を市民に対して示していければ、公平性や透明性が一層向上する
- (4) 外部監査制度について
 - ・ 近い将来、必ずや地方自治体監査のスタンダードと言われる日が来る

4. 笹島 愛 子 君

- (1) 新政権に対する市長の政治姿勢について
- (2) 介護高齢者や家族の実態に応じた改善等について
 - ① 介護保険サービス事業に係るアンケート調査の結果をどのように生かしているか
 - ② 施設入所の待機者が現在469人となっているが、この数字をどのように見ているのか

- ③ 施設入所もできず経済的にも大変、精神的・身体的限界等のこの家族ケアをどう
 するのか
- ④ 75歳以上の人口が65～74歳の人口を上回っている状況から、雇用創出の面からも
 介護従事者を市の責任で雇用すること
- (3) へき地保育所への2歳児入所は誕生日を迎えた時点で随時可能になるように
- (4) 保育室の面積の最低基準の改善を国に求めることと並行して、市独自で詰め込み保
 育からゆとりある保育に転換すること
- (5) 昨年の除排雪の反省点を今期の計画にどのように反映させたのか
- (6) 父子家庭の実態を調査し、一定の手当・支援金など市独自の制度を設けること

日程第2 議案等の付託

出席議員（28名）

1番	小棚木 政之 君	2番	武田 晋 君
3番	佐藤 照雄 君	4番	小畑 淳 君
5番	佐藤 一秀 君	6番	中村 弘美 君
7番	畠 沢 一郎 君	8番	伊藤 毅 君
9番	藤原 明 君	10番	千葉 倉男 君
11番	佐藤 久勝 君	12番	仲沢 誠也 君
14番	石田 雅男 君	15番	虻川 久崇 君
16番	藤原 美佐保 君	17番	笹島 愛子 君
18番	明石 宏康 君	19番	吉原 正 君
20番	佐々木 公司 君	22番	安部 貞榮 君
23番	八木橋 雅孝 君	24番	田中 耕太郎 君
25番	田畑 稔 君	26番	富樫 安民 君
27番	相馬 エミ子 君	28番	高橋 松治 君
29番	奥村 隆俊 君	30番	斉藤 則幸 君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

説明のため出席した者

市	長	小畑 元 君
副	市	長 長 岐 利 堅 君

副市長	吉田光明君
総務部長	齋藤誠君
総務課長	阿部徹君
防災対策室長補佐	小林淳一君
財政課長	芳賀利彦君
市民部長	花田鉄男君
産業部長	木村勝広君
建設部長	近江屋和男君
比内総合支所長	佐藤孝昭君
田代総合支所長	吉田充君
会計管理者	金賢隆君
病院事業管理者	佐々木睦男君
市立総合病院事務局長	明石和夫君
消防長	菅原博昭君
教育長	仲澤鋭蔵君
教育次長	大友隆彦君
選挙管理委員会事務局長	田中裕幸君
農業委員会事務局長	奈良明彦君
監査委員事務局長	松江正和君

事務局職員出席者

事務局長	渡部清美君
次長	石戸谷清美君
係長	小玉均君
主査	若松健寿君
主任	金一智君
主任	佐々木仁君

午前10時00分 開 議

○議長（石田雅男君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（石田雅男君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、吉原正君の一般質問を許します。

〔19番 吉原 正君 登壇〕（拍手）

○19番（吉原 正君） おはようございます。ことしもいよいよあと残すところも少なくなってきました。きのうも話題に出ましたけれども、ことし一番の出来事と言えば、やはり政権交代だと思います。長い間、さまざまな議論が交わされてきましたけれども2大政党制が実現する意味は大きいものだと思います。同じ政権が長く続くのは、その政権の自浄能力はあるというものの、総じて独善に陥りやすいのではないのでしょうか。今まで国民は、国政は誰がなっても同じ、あるいは何も変わらないというあきらめの心境であったと思います。しかし、ここに至って、景気が一向によくならない、年金の将来も見通しが立たない、さらに言えば、総理大臣は何人もかわるけれども前途に希望がなかなか見出せない。ここは思い切って、政権をかえるしかないというのが大多数の国民の気持ちでなかったかと思います。新しい連立政権が混乱している部分もあるのは、長い間の野党からいきなり政権の座についての今この時期は、ある程度、やむを得ないことではないのでしょうか。しかし、これが2年後以降も続くようであれば、国民は次なる政権を選択することもあり得るでしょう。2大政党が存在し、選挙が小選挙区制である限り、政権交代は主権者である国民の思いで容易に可能になります。政府は、いかにして国民の支持を得られる政策の実現に努力するかに苦心しなければなりません。政権交代を実現した有権者・国民の意識が地方政治にも目を向けることを考えると、改めて身を引き締め、市民のための市政への思いを強くするものであります。さて、順次質問に入りますけれども質問も6番目ともなりますと、何項目かにわたっては同じ内容になる部分もありますので、御容赦願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして、第1点目は、**予算編成と予算説明書の配布について**であります。市は22年度予算の編成について、国の方針が定まらず大幅におくれているとしております。国関連の事業は別として、市長自身の政策的な方針はいかがでしょうか。**22年度は市長任期の最終年度**でもあり、ある意味、**マニフェストの実践としての総決算**、来年に臨む**政策的予算の市長の方針について**伺いたいと思います。昨日から、国の事業仕分けについては、評価・批判など、さまざまな議論がされております。共同通信社が行った世論調査では、事業仕分けを来

年度以降も実施すべきとの回答が83.6%に達し、期待の高さを示したとしております。その理由は、「予算編成過程の公開」「民間視点の取り入れ」などとしています。支持政党別に見ても、民主党92.9%、自民党70.5%、支持政党なしでも80.8%が継続すべきと答えております。一方、評価しないは全体の13.2%、理由は、「審議の進め方が一方的」「もっと関係者の意見を聞くべき」「仕分け人の人選が問題だ」などであります。なぜ、これほど高い評価を得たのか。それは、予算は今まで国民の目の届かないところで決められてきたことへの不信や不満のあらわれではなかったでしょうか。振り返って、本市の予算編成、行財政改革の中、厳しい財政状況の中で、必要性や効果などがより重要な査定のポイントになるのではと思います。先般、地元新聞のコラムの中に、財務省主計局の戒めの言葉として、「主計局三大罪」というのが載っておりました。その1つ目は「知恵なき罪」（知恵を隠匿するも同罪）、2つ目は「改革の意欲なき罪」、3つ目は「従来制度に固執する罪」、いずれもなるほどと思うことでもあります。官僚に前例踏襲からの脱却を迫り、知恵を出すこと、改革の意欲を求めているこの警句はそのまま地方公務員にも言えることでありましょう。本市の予算編成で**事務事業の評価**や反省などの**検証**がしっかりと生かされ、改革を目指す意欲ある**予算づくりのシステム**がきちんと機能しているかどうかお答え願いたいと思います。

次に、予算説明書の作成と配布についてであります。市の税金が何にどれくらい使われているかは市民も関心のあることだろうし、市にとっても、市政への市民の評価や市民との協働を促進していく上でも大事なことと思います。北海道ニセコ町の例では、余りにも内容が多過ぎるので、すぐに実践することは無理であると思いますが、従来の広報2～3ページよりは内容のある、しかも、**市民にわかりやすい予算説明書の作成と配布**をしてはどうかと思いますけれども、市長の御所見を伺います。

次に、**協働自治と地域振興**について伺います。市長は、**マニフェストにある市政運営の基本姿勢**の一つとして、**協働自治による地域経営**を述べているわけですが、市長の考える協働自治の**理念**、あるいは**定義**について伺います。また、協働自治の**具体的手法**としてどのようなものがあるのか、御所見を伺います。

先般、**長野大学の長野晃教授**の「限界集落と地域再生」の講演会が開催されました。私は都合で行けなかったのですが、たくさんの人が聴講したとの報道で市民の関心の高さをうかがわせるものがあります。大野教授は、長年の調査・研究から、初めて限界集落という言葉を提唱した方で、全国で講演活動をしております。彼の著書やインターネットでの情報で一貫して主張しているのは、限界集落になってからの再生は厳しい、準限界集落のうちに手だてをすべきで、その手法として、**地域住民がみずから課題を見つけ政策を提案し、解決していくという地域づくり**を提案しております。しかし、こうした地域発案の地域づくりも行政の側の対応が伴うことが必要になります。市長は、本市でこうした方法での地域づくりをすればどう思うのか。素直なるお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、協働自治の考え方や住民みずからの地域づくりと関連する地域枠予算の創設についてであります。各自治体で地域づくり交付金やコミュニティー活動支援金、名称はさまざまですが、地域団体がみずからの地域の課題を自分たちでやるときに使える事業費を予算化している自治体がふえております。新聞でごらんになった方も多いと思いますけれども、地域枠予算は大仙市の例であります。旧大曲市に1,000万円、合併した旧町村に各500万円の地域枠予算を持っております。利用率は町村部で7～9割、市部で3～4割と言います。例として、ある地域で200平方メートルの簡易舗装を住民自身が行った。市の助成は、舗装資材と重機のレンタル実費分、労務費はゼロ円、19世帯の集落でも重機オペレーターや土木作業などの経験者がたくさんいて、地域は人材の宝庫だと言っております。住民にとって、舗装により利便性が高まったことが何よりの報酬。「大きな事業は行政に頼むにしても地域でできることもある」と誇らしげに語っていたのが印象に残ります。市長、例えば、旧大館市が1,000万円、旧比内町・旧田代町がそれぞれ500万円で、合わせて2,000万円、これで地域活動が盛り上がるのなら、まさに協働自治による地域経営の見本ではないでしょうか、と私は思いますけれども、市長のことですから簡単にイエスとは言わないでしょうけれども、検討しますという言葉は行政用語ではやらないという、そういう一部のお話もありますけれども、ぜひ、やる意欲を含めた検討をお願いしたいと思います。

この項の最後になります。協働自治を推進していくと市民とのパートナーシップや事業の協働性、市民からの事業提案など、一定の約束事やルールを定めた条例の制定に進んでいくように思われます。市民協働促進条例、まちづくり基本条例、公益活動促進条例など名称はさまざまですが、今後の方向として、こうした条例を市民とともにつくっていく考えがあるかどうか伺いたいと思います。

次に、**学校統合と校舎の利活用について**伺います。それぞれの地域にとって、学校は文化の発信基地であり、みずからも学んだ思い出深い、心の原風景であります。地域に学校があり、春には運動会、秋には文化祭、放課後には子供たちの歓声が聞こえてくるグラウンド。学校があることによる当たり前の光景がなくなるのは、本当に寂しいものと思います。少子化に歯どめがかからない現状では、統合もやむを得ない選択と認めていても割り切れない思いの住民も多いでしょう。**統合及びその年次については、地元と十分な話し合いを行い、その意向に沿った方向で進めてほしい**と改めてお願いしておきます。

また、**統合後の校舎の利活用**の行方も地元では心配される場所があります。**明かりの消えたまま何年も放置されることを何よりも危惧しております**。地元民でなければわからない愛着心ではありますが、**市長にはその心境をわかってほしい**と思います。その上で、各校の統合の合意と年次が決まったならば、校舎の利活用に積極的に取り組んでほしいと思います。

全国では、この10年間に2,125校が廃校となっておりますが、その8割は何らかの利活用がされているとしております。文部科学省がまとめた「廃校リニューアル50選」など、廃校利活用

の情報はたくさんあります。大事なのは建物や地域の特色を生かした活用方法であると思います。3階建ての3階に体育館がある岩野目小、秋田杉をふんだんに使ったぬくもりのある雪沢小、星の観察ができる天体ドームを備えた大葛小とそれぞれの特色を生かした利活用のため、地元の意向を尊重するという言葉で地元任せにするのではなく、行政の側も真剣に考え、ともに利活用に向けた協議会のようなものを早急に立ち上げ、具体化に向けた作業に入るべきと思います。市長の積極的なお答えを期待しております。

最後の項目になります。都市計画税についてであります。この件については、何回か一般質問で取り上げられております。私も比内の住民から「この税はどうしても必要なのか」との問いかけを受け、いろいろと調べてみました。現在、県内の市で徴収しているところは、本市と由利本荘市の2市であります。秋田市は、都市計画税としては課税しておりませんが、固定資産税が都市計画税を上乗せした課税率になっていると聞いております。各市とも財政の厳しさに変わりなく、都市計画街路や土地区画整理事業などを行いながらも、都市計画税を課税していない市が多いのが実情であります。市長はどのように思うのか、御所見を伺います。

目的税である都市計画税を今後も存続するとすれば、目的にあった使い方をし、何に使い、納税者にどういう利益があるのかの説明が必要ではないでしょうか。都市計画区域に住みながら、都市機能の生活環境整備がおこなわれているとの不満も耳にします。納税者の理解を得ていくために何か対応策が必要だと思いますけれどもいかがでしょうか。

以上、演壇からの質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの吉原議員の御質問にお答えいたします。

1点目、予算編成と予算説明書の配布について。①22年度は市長任期の最終年度となるが、マニフェストの実践としての政策的予算の方針についてであります。私がマニフェストに掲げた財政基盤の強化、少子化対策、高齢化・障害者対策、雇用対策の4項目にかかわる平成21年度予算につきましては、まず、財政基盤の強化について、中期財政計画のローリング、経常経費の節減、収納率向上・滞納整理対策などに取り組んでいるところであります。また、福祉の充実を図るため、少子化対策につきましては11億2,700万円、高齢化・障害者対策につきましては、高齢化対策に72億6,900万円、障害者対策に10億8,300万円の予算を確保しており、雇用対策につきましては、国の緊急雇用対策により1億2,300万円の予算を確保したほか、地域総合整備資金貸付金や雇用奨励金、企業への福利厚生施設等助成金など、雇用・就労の促進に関連する予算を措置し、雇用の創出に効果を上げているところであります。一方、平成22年度当初予算編成方針におきましてもこれらの4つを重点項目としており、政権交代により先の見通しが不透明な状況にありますが、国の地方対策予算の措置方針等の動向を見ながら、21年度と同等以上の予算の確保を目指すとともに、マニフェストに掲げた4項目のみならず、地域経済の活性化と市民生活の安定のための予算編成をしてまいりたいと考えておりますので御理解

を賜りますようお願い申し上げます。

②**事務事業の評価・検証が生かされる予算づくりのシステム**になっているかということですが、本市では予算編成方針を定めるに当たり、歳出規模の増大を抑制するためシーリング方式を採用しており、経常経費につきましてはマイナス・シーリングとし、平成22年度予算についても5%減としたところであります。また、新規事業や各種補助事業に対するサン・セット方式による事業の評価も行っているところでありますが、平成18年3月に制定した新第3次行財政改革大綱の7つのテーマの中に事務事業の再編・整理・廃止を取り上げており、その手法の一つとして、PDCAサイクルの実践に取り組んでいるところであります。予算編成に当たりましてはヒアリングの中でPDCAによる事業評価・検証を行い、事業査定に生かしているところでありますので、御理解をお願い申し上げます。

③**わかりやすい予算説明書の作成と配布で市民に予算の使い道を知ってもらい、信頼と納得の市政を目指すこと**についてであります。本市では、毎年、広報4月号に予算内容を掲載し、同時に市のホームページにも掲載して市民の皆様にも周知しているところであります。その内容は、市全体の会計の種類と予算規模及びその内訳であり、特に歳出につきましては、その使い道をわかりやすく説明するよう努めているところであります。ニセコ町が全住民に予算説明書を配付していることにつきましては、その年の税の使い道を住民に具体的にお知らせする方法の一つとして有効であると思っておりますが、人口規模の問題もあることから、ニセコ町だけではなく他市町村の状況も調査し、費用対効果を踏まえて検討してまいりたいと考えておりますので御理解をお願い申し上げます。

2、**協働自治と地域振興について**。①**市長のマニフェストにある協働自治による地域経営について、その理念と具体的手法について**ということですが、私がマニフェストに掲げた基本姿勢の一つである「市民と市が役割分担しながら、連携・協力する協働自治による地域経営」とは、個人や町内会・まちづくり協議会・企業・NPOなどさまざまな形態の団体が協働参画の主体となり、行政と対等な立場で、その役割を実践しながら地域づくりを推進しようとするものであります。これまでに実施した具体例を申し上げますと、間口除雪支援事業のように町内会の自主的な参画を後押しする事業や本年2月に設立した田代まちづくり推進協議会の立ち上げに対する支援を行っております。また、国と共同で整備を進めてきた扇田地区米代川河川緑地事業につきましても協働自治の一環として進めてきたものであり、地元まちづくり協議会が中心になってワークショップを開催し計画段階から参画したほか、完成後も町内会、老人クラブ、ライオンズクラブなど市民団体が組織する管理組合と国・市が協働でその管理を担うこととなっております。さらに、昨日の安部議員にもお答えいたしました。現在、市では町内会や学校関係者・各種団体などと協働した防災・防犯対策の取り組みとして、緊急時情報一斉配信システムの構築にも取り組んでおります。なお、今年度中に策定を予定している第4次大館市行財政改革大綱においては、今後の行政運営の基本方針として、町内会・NPO・ボ

ランティア団体などとの協働の推進を掲げてまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力をお願い申し上げます。

②長野大学の**大野晃教授の「限界集落は、住民みずから政策を提言する地域づくりを進めるべき」との提案についての市長の考え**はということですが、先月22日、田代地区町内会協議会が主催した「限界集落と地域再生」をテーマとした大野教授の講演会には、田代地域の皆様を初めとする多くの市民に加え、秋田市や由利本荘市など市外の方々も訪れました。参加者は180人ほどとなり、限界集落対策への関心の高さを実感いたしました。大野教授は、地域の再生には「住民による政策提言型の地域づくり」が必要であると訴えておられましたが、私も同感であり、市としましてもその方向で取り組んでまいりたいと考えております。現在、高齢化等により活力の低下が心配される地区を対象に、地域づくり座談会の開催や集落聞き取り調査を実施しております。また、議員御提言のとおり、地域からの政策提言を受けるための環境づくりが必要であると考えており、市としても積極的に地域に入って、それぞれの実情に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。そのためには、利用しやすい助成制度の創設等について議会とも相談させていただき、今後も地域の皆様とひざを交えて話し合いながら活性化のヒントを見つけ出し、地域が主体となっていく総合的な活性化対策を実施してまいりますので御理解をお願い申し上げます。

③**住民主体の地域づくりに活用できる地域枠予算の創設**についてであります。議員の御提言にありました大仙市の地域枠予算は、合併前の旧大曲市に年間1,000万円、旧町村に各500万円の予算を配分し、旧市町村単位の地域協議会が使い道を決めることができるようにして、地域づくりに活用しているものであります。これは住民を主体とした地域活性化の手法の一つであり、市としましても地域振興を図っていく上で、住民が主体となって地域づくりを行っていくことが非常に重要であると考えております。このため市では庁内プロジェクトを設け、それぞれの実情に応じた地域振興を図るため、積極的に地域に入って話し合いをしているところであります。限られた予算を有効に使うためにも、今後も一つ一つ議会に御相談申し上げながら、具体的な地域ニーズに的確に対応し、住民主体の地域づくりのために必要な対策を講じてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

④**市民協働促進条例やまちづくり基本条例等の制定**についての考えはということですが、市民協働によるまちづくりにつきましては、昨日の安部議員にもお答えしたとおり、増大する市民需要や地域課題解決のためには、市民や町内会・NPOなどの各種団体等が持つ豊かな創造性や実践力を生かした取り組みが重要と考えており、これまでも防犯対策や環境保全などさまざまな政策分野で実践してきたところであります。議員御提案のまちづくりに関する条例の制定につきましては、県内において制定した例がないことから、他県の先行自治体の例も参考としながら勉強してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

大きい3点目、**学校統合と校舎の利活用**についてであります。①**学校は地域の原風景、心の**

故郷。統合及び年次については地域住民の意向に十分配慮してほしい、②統合後、「灯の消えた校舎」になることが地元が一番の心配。その心情を市長にわかってほしい、この2点につきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。学校統合につきましては、昨年度組織した大館市学校教育環境適正化検討委員会からの答申を受け、今後10年間における市全体の学校教育環境のあり方について学校教育環境適正化計画（素案）を作成し、これに基づいて進めているところであります。本年度から小学校区では、雪沢小学校と長木小学校、大葛小学校と東館小学校、また、中学校区では花岡中学校と矢立中学校と第二中学校の学校統合の説明会や意見交換会を各地区で開催しているところであります。各地区の協議は、現在まで小学校区では3回、中学校区では2回開催しておりますが「地域の合意が得られなければ統合を進めない」という基本的な考え方を示しながら、出席者の方々と十分な意見交換をさせていただいております。統合年度や統合内容はあくまでも計画でありますので、学校がなくなることに對する地域の方々の心情を十分理解しながら、また、保護者の方々の不安や戸惑いに対しても一つ一つ丁寧に対応しながら地域の意向を尊重した上で、合意形成を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほど、お願い申し上げます。

③「廃校リニューアル50選」（文部科学省）など、廃校利活用の情報はたくさんある。地元と行政で利活用に向けた協議会を早急に立ち上げ、具体化に向けた作業に入るべきと思うという御提案であります。小・中学校の統廃合は、過疎化や少子化に伴い全国的に進んでいる状況であり、5年間で約1,900校が閉校となっております。秋田県では、平成19年度が20校、平成20年度が8校、そして、平成21年度は10校近い閉校が予定されているとのことであります。また、本市においても、合併後4校が閉校となっております。閉校後の校舎等の利活用方針といたしましては、まず第一に、地元の方々の意向を伺い、活用希望があればその意向に沿って進めることとしております。また、希望等がない場合でも他の活用例などを参考とし、市全体としての検討案をお示ししながら地区の方々と協議してまいりたいと考えております。さきに統合した山田及び越山地区では、地元から、屋内体育施設がないことから旧小学校を利用したいとの要望があり、体育館を切り離し活用すること、工事等の費用は市が負担し、光熱水費等の維持管理費は地元が負担することで合意し、山田地区については本年5月から、越山地区については7月から、それぞれ利用されております。さらに、旧山田小学校の校舎本体につきましては、民間企業からの申し出を受け、地元の了承を得て活用を図ることにいたしました。御指摘の閉校してからではなく、閉校が決定したらすぐに利活用のための協議会を立ち上げるべきとの御提言につきましては、私も賛成であり、地域の意向を尊重しながら、廃校舎の利活用とあわせ、地域の活性化について協議する組織の設置を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、都市計画税について。①県内の市のほとんどが徴収していないが市長の見解はいかんといいことではあります。議員御指摘のとおり、県内で都市計画税を課税している市は、本

市と由利本荘市の2市であります。都市計画税は、御案内のとおり、扇田まちづくり事業の財源にも活用するなど都市基盤整備事業に充てる貴重な自主財源であり、本市においては、本年度1億8,000万円の税収を見込んでおります。本年9月に試算した中期財政計画におきましても、本市の財政は厳しい状況が続くものと予測されており、特に、平成23年度以降は収支不足が生ずることが懸念されております。このような中におきまして、今後も行財政改革による事務事業の効率化と経費削減を確実に進める一方で、市税を中心とした自主財源の確保が必要となります。都市計画税は、財政健全化判断比率の算出においてもプラス要因であり、引き続き確保した上で、街路や公園・都市下水道などの都市基盤の整備を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②目的税である都市計画税は、納税者にその使い道（何にどう使われたか）を周知し、理解を得ていく必要があると思うが対応策はというお尋ねではありますが、都市計画税につきましては、毎年度、当初予算の事項別明細書に充当予定事業と金額を記載しており、また、平成20年4月から比内扇田地区を課税区域とする際には、広報にその目的等を掲載した経緯がございます。今後は、毎年度の都市計画税の決算状況につきましても、使途と充当金額を広報等に掲載し、市民の皆様にご公表してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○19番（吉原 正君） 議長。

○議長（石田雅男君） 19番。

○19番（吉原 正君） 一般質問に入る前に私の名前を言わなかったようでしたので、大変失礼いたしました。一つは地域枠予算でありますけれども、市長はその前段の限界集落、あるいは準限界集落対策として、それぞれの地域が利用しやすい助成制度をつくりたいというお話をしましたけれども、それはそれですごく大事なことだと思いますけれども、3番目の地域枠予算というものは、もちろん限界集落も準限界集落も対象に入りますけれども、別にそういうところを対象としたわけではなく、全町内なり、全地域の町内会なりが対象となる、そういうところが自分たちの地域で課題となっている部分を自分たちでやりたい、市としても大変だろうから、このぐらいであれば自分たちでもやれそうだと、そういうことで一定の事業をやるときに使える、そういう予算があれば非常に私はそれぞれの地域の方々もぜひ自分たちもやりたいという形で、そういう計画なり、話し合いを思うわけです。市長は、そういう住民主体の地域づくりに対しては一定の理解を持っているし、そういうものを進めていきたいというお話がありましたけれども、やっぱり最初にこういう予算がきちんとありますというのであれば、いろいろな地域づくりの団体でもそれを使ってやろうという雰囲気が出てくるわけです。そういうものが出たときに必要に応じて対応するというのでは、なかなか難しいのではないかと私は思うわけですけれども、2,000万円といえども市にとっては非常に大きな財源であると思っておりますけれども、19年度、20年度の決算を見て、3～4億円の不用額が出ております。これは

決して不用なものではなくて、それぞれの予算項目の中で節約しながら生まれたお金だとは思いますが、この2,000万円、これは、例えの2,000万円ですけれども、しかし、この2,000万円であっても地域の方々がそういうふうな形で使えるし、もし、そういう地域の方々がやらなければ、住民要望として、市が実際に手をかけてやらなければならない課題もたくさんあると思うわけです。私は金額にこだわっておりませんので、ぜひ、こういうふうな形の予算を創設していただきたいと思っておりますけれども、この点について伺いたいと思っております。

それから、都市計画税、広報で用途について説明しているというお話でありましたけれども、できれば、納税者に直接、納税通知書の中に「あなたの納めている都市計画税はこういう形で使われていますよ」という短い説明でも結構ですから、そういうふうな形で入れていただければ、もっと周知されるのではないかと私は思います。それと、全体的に都市計画税は、都市基盤整備がなかなか進まなく、これが非常に大事だという時代に生まれたと聞いております。今現在はさまざまな一定の都市基盤整備が進んでいる中で、果たしてこれを継続していいのか。例えばの話、私は都市計画街路にしても扇田のまちづくり交付金事業で行われた都市計画街路・公民館・資料館・図書館、こうした施設はその都市計画区域の人だけが使うわけではない。地域全体の方々がそれを使う。大館の東台を中心とした大きい道路も、あれも実は都市計画区域の人が使うだけではなくて、区域外の人、いわゆる市民全体があれを使うということを考えたときに、都市計画区域内の事業だから都市計画区域の人だけに課税をしていいのか、それとも秋田市のように全体的に負担していく考えがいいのか。私もそこは難しいところでありますけれども、ただ将来的にはそういう検討もしていかなければならないのではないかと思っておりますけれども、その点についての市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（石田雅男君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず、まちづくり予算ですけれどもソフトとハードと2つあると思うのです。今でもまちづくり協議会を立ち上げたところに対してはできるだけサポートしていきたいということで私どもも考えておりますし、ソフト予算と言いますか、運営に対しての要望があれば、即時に対応していきたいと思っております。また、細かく言えば、各町内単位の話にもなってくるわけでありまして、御自分の住んでいる町内でこういうところを直したいとか、こういういろいろな御意見が出てきたときに、私どももそれに柔軟に対応していきたいと思っております。現在の予算の仕組みの中でも一定程度はそういうところはできるようになっているわけですが、ただ、議員御指摘のように、枠として各地域・御町内に固定するということはないということでありまして、御提案があればというよりもこういうことで受け皿がありますからどうぞ御提案くださいということを私どもの方から積極的に、これからもまた、住民・町内会・各種団体にお話ししていきたいと思っております。また、22年度予算においても柔軟性を持たせた予算にしていきたいと思っております。

それから、次に2点目、都市計画税ですけれども、ちょっと話が専門的で面倒くさくなって申しわけないのですが、要するに固定資産税の問題でありまして、それをどうしようだいかという法理論の問題になってくるわけでありまして。今、議員が御指摘になりました「周りの人だって使っているじゃないか」と言うのですけれども、これは個々の固定資産に対しての課税ということになりますから、その事業が行われたときに事業の反射として、地価が一定程度上昇するとか、また、下落を食いとめるとか、そういう資産に対してのプラス・マイナスもあるわけでありまして。ですから、利用のこともさることながら、そういったさまざまな利益の享受に対してのはね返しとしての課税ということも議論の中に入れておかなければいけないと思うのであります。それから、県内で大館市と由利本荘市だけではないかと言うのですけれども周りの市は結構やっておりますし、青森県でも弘前市・五所川原市・十和田市・むつ市、こういったところで都市計画税を集めておりますし、県庁所在地にはないのかということになりますと盛岡市でも集めているわけでありまして。ですから、住民の皆さんに対しての十分な説明なり、その都市、その都市の独自性を持った財政運営はあつてしかるべきだと思ひますし、議員御指摘の納税通知書に付加した形で説明をするべきではないかということについては、早速検討させたいと思ひます。また、今後も都市の整備ということについては、議員がおっしゃるように一定程度整備が進んできたわけでありましてけれども、これからはコンパクト・シティということで本当に集中的に便利な都市にしていくためには、投資を集中していかなければならない。その上で都市計画税というものの意味を、もう一回住民の皆さんに御理解いただけるように周知に努めてまいりたいと思ひております。以上であります。

○19番（吉原 正君） 議長。

○議長（石田雅男君） 19番。

○19番（吉原 正君） 地域枠予算については、私は、必ずしもどうしても最初に予算ありきとか、予算をつくって、その予算があるから、こういうものに使いたい、こういうふうな形はどうかという、そういうやり方が必ずしもベストだとは思ひません。市長がおっしゃったように、制度として地域から申し出があればそれに対してこういう対応をしますという形で、一定の市の制度として、そういうものをつくって、それに対応する予算を充てていくというのであれば、それはそれとして構わないと思ひますけれども、いずれにしろ、そういう地域の団体・町内会等が使いやすい、それに応募しやすいような形をぜひつくっていただきたいと思ひます。それから固定資産については、今市長がおっしゃったことは確かになるほどであります。ただ、地価が上がった場合は、固定資産税に消化されていくという部分もあるわけですが、いずれ、これからも検討していただきたい項目だと思ひております。それから学校利活用については、市長も統合後、早い時期に利活用できるように市としても頑張りたいということでありますので、ぜひ、そのような方向で取り組んでいただきたいと思ひます。これで私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（石田雅男君） 次に、小畑淳君の一般質問を許します。

〔4番 小畑 淳君 登壇〕（拍手）

○4番（小畑 淳君） 平成会の小畑淳でございます。きのう、おとといとアルコールを断って書いてまいりました。きょう反動が出るかもわかりません。それでは始めたいと思います。先般の総選挙は、本格的な政権交代をもたらした初のマニフェスト選挙として歴史に残ることでしょう。マニフェスト選挙となりますと選挙後、特に政権政党にその遵守と説明責任が求められます。また、その反面、自縛にもなりやすいのも事実であります。マニフェストで国民に約束した政策の実現に政権政党と内閣が頑張るのは当然であります。選挙で民主党を支持した国民は圧倒的多数ではないのであります。民主党の得票率は、小選挙区で47.4%、比例区では42.4%であります。それでも308議席を獲得したのは、小選挙区制を中心とした選挙区制度のためであります。議席数では大敗を喫した自民党の得票率は、それぞれ小選挙区で38.6%、比例区では26.7%であります。ほかの候補者や、また、他の政党に投票した国民も少なくなかったことを民主党は忘れてはならないのであります。マニフェストの中で民主党は、政策運営における脱官僚、政治主導の官僚政治からの脱却を掲げながら、日本郵政社長に元大蔵事務次官を起用、これは天下りではないと言い放っております。こうした中で、菅直人副総理兼経済財政担当大臣は、「我が国の経済が緩やかなデフレ状態にある」と事実上のデフレ宣言、さらには、円が急騰、14年ぶりの円高水準に景気の二番底の到来が懸念され、この経済危機にどう立ち向かうのか、方向性もなく将来に対する展望も見えてこないのが、現体制、与党の動向であります。地方自治体にとっても、危機感を感じ得ない状況下にあります。今後の市長の手腕に期待するものであります。それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

ことは「HACHI 約束の犬」が上映され、実現こそしませんでした。リチャード・ギアさんに来館を熱望する手紙を送ったり、来日歓迎セレモニーを開いたり、また、8月16日には鳳凰山で大文字ならぬ犬文字が行われ全国ニュースで紹介されるなど、ハチ公のふるさと大館を全国にPRする絶好の機会を得たわけではありますが、今後もこの流れ、**ハチ公効果を一過性のものにしないうちに、ハチ公を中心とした天然記念物の秋田三鶏・長走風穴高山植物群落・芝谷地湿原植物群落、また、県の有形文化財のハリストス正教会聖堂や伝統工芸品の大館曲げわっぱ、また、特産品であります比内地鶏・きりたんぼ・とんぶり、さらには、大館のイベントや祭りなど、大館が持っているさまざまな観光資源を今後どのように生かしていくのか**お尋ねいたします。また、**犬都大館市に恥じない秋田犬の取り組みについて**もお尋ねいたします。ところで、大館市には**大館市秋田犬保護育成に関する条例**があるのを市長は御存じでしょうか。今から50年以上も前にでき、一度も改正されていない条例です。第1条には、大館市内に飼育されている秋田犬の保護並びに育成を図るをもって目的とするとあります。第2条には、目的達成のため、秋田犬の保護や育成管理、宣伝などの事業を行うとあります。また、第3条

には、市長の諮問機関として秋田犬専門委員会を置くとあり、専門委員会の所掌、その他必要な事項については、別に規則で定めるとあります。さらに、第4条には、専門委員会の委員の定数は10名とし、専門委員会の委員は議会の同意を得て市長が選任することなどが定められております。また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例でも、秋田犬専門委員の費用弁償は日額7,000円を支給すると定められておりますが、専門委員会やその規則などは存在しているのでしょうか。また、専門委員についても市長が選任したという記憶はあるのでしょうか。お伺いします。

次に、**地域協働での市道・生活道路の整備をする制度の創設について**お伺いします。現在、大館市内において、45の組織が農地・水・環境保全向上対策という活動を行っておりますが、この活動は自分たちの住んでいる地域の農地・農業用排水などの資源を住民が一体となって守り、維持していくために取り組んでいる活動でございます。地域の中で役割分担をしながら、さまざまな取り組みを共同活動で行うことにより、お互いの理解が深まり、地域の活力の向上も期待されるなど、市民共同による地域コミュニティの構築にもつながる施策であると考えております。私が住んでいる地域におきましても、町内会・老人クラブ・婦人会・青年会・子供会などで組織する高村地域環境保全協議会をつくり、国・県・市からの補助金、年間380万円をいただきながら活動を行っております。地域内の農地や農業用排水の草刈り・泥上げ作業などにとどまらず、地域に住む土木作業の経験者や重機のオペレーターなどの人材を活用しながら、バックホーやダンプカーなどをリースし、これまで農家個人ではできなかった農道の補修工事や水路のしゅんせつなども行っております。この活動を通して、地域における環境保全への関心も高まり、また、住民同士の連帯感もより一層深まったと感じております。しかしながら、この事業も3年目に入り、あと2年で終了することになっております。現政権下においては、**今後、地方交付税の削減等で公共工事の減少が予想されることから、この事業で築き上げた組織と人材、そして地域住民のきずなをむだにしないためにも、市独自の組織としての地域共同体をつくり、身近な市道や生活道路等を整備する制度を創設する考えはないのか**お伺いします。

最後に、**メタボ対策について**お伺いします。我が国は戦後、生活環境の改善や医学の進歩によりまして、今や世界有数の長寿国となっております。平成20年の平均寿命は、男性が79.29歳、女性は86.05歳と男女とも延び、3年連続過去最高を更新しました。このような人口の高齢化とともに、食生活・運動習慣などを原因とするがん・脳卒中・心臓病等の生活習慣病がふえ、その結果、認知症や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人々が増加し、深刻な社会問題となっております。また、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、朝食欠食率の増加、加工食品や特定食品への過度の依存、過度のダイエット志向、食卓を中心とした家族の団らんの喪失などが見受けられ、身体的・精神的な健康への影響も懸念されております。当市におきましても、平成16年度を初年度としまして、平成25年度までの総合的な健康づくりの指針

として「健康おおだて21」を策定しましたが、運動も折り返しを過ぎ後半に入りましたが、これまでの中間報告と今後の取り組みについてお伺いします。

また、「健康おおだて21」計画の基本方針として掲げております生活習慣病予防対策の一つとして、平成20年度よりメタボの予防と改善を目的とした元気発信始めるプロジェクトをスタートさせましたが、健康推進課では、このプロジェクトを成功させるためにはメタボとメタボ予備軍のモデルが必要であると探していたところ、目にとまったのが小畑市長と吉田副市長であったと聞いております。私の概念ではモデルと言いますと、平凡パンチの世界のアグネス・ラムや烏丸せつ子の豊満な水着姿を思い出しますが、当市のモデルであります御両人のふくよかなぜい肉をどう思い浮かべればよいのか悩むところでございます。また、市長におかれましては、紀子夫人と仲むつまじく、忘れかけていた愛を確かめながら、夜な夜なウォーキングをしていると聞いておりますが、ウォーキングのほかに、**モデルとしての市長の取り組み内容と**、また、その**成果**と感想を御披露していただきたいと思っております。もしよかったですら、通告はしていませんが吉田副市長にもコメントをお願いしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)
(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの小畑議員の御質問にお答えいたします。

1点目、ハチ公効果を一過性のものにしないために、①他の観光資源との連携は、②犬都大館市に恥じない秋田犬の取り組みについてであります。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。行政報告でも申し上げましたように、ことしは、ハリウッド映画公開に伴うハチ公効果で本市の観光が大きく動き始めたところであり、議員御提案のとおり、これを一過性にしないためにも、ハチ公、そして秋田犬を他の観光資源と連携させながら、さらに活用していくことが大切であると考えております。例えば、秋田犬会館・建設中の秋田三鶏記念館・芝谷地湿原植物群落・長走風穴高山植物群落は、本市が誇る国指定天然記念物について順に見学ができて、一度に理解を深めていただくことが可能であることから、天然記念物をテーマとした市内観光コースとして、ぜひとも取り入れるべきものであります。同様に、秋田犬や物産などテーマごとに観光資源を組み合わせながら見学をお勧めすることは非常に効果があるものと思っております。当面の観光課題は、1年後に迫りました東北新幹線全線開業という局面を活用し、観光客を一人でも多く招き入れることであり、このためには、ハチ公のふるさと大館を掲げながら、本市の魅力を強くアピールすることが必要であります。こうした中、ハチ公ブームは、大館市観光物産プラザのオープンと相まって、「ハチ公・秋田犬」ブランドの新商品開発を誘発し、JR東日本も本市の動向に着目し、関連会社がハチ公商品を開発・販売するなど、連携の成果が出てまいりました。今後さらに、青森デスティネーション・キャンペーンに参画し、JR6社、そして青森県と一体となった観光客誘致の事業を行

うこととしており、観光・物産両面でこのチャンスを生かし切るよう、準備を進めております。また、大町商店街振興組合がいち早く「ハチ公・秋田犬」ブランドによるまちづくりに着手し、商品開発やイベント開催のほか、ハチ公による商店街の活性化を目指して「ハチ公横丁」計画を進めようとしており、市としても全面的にこれを支援するなど、産業やまちづくりなど広い分野において、官民が一体となったハチ公ブランド構築への動きが始まっております。もちろん、こうした動きが活発化した背景には、秋田犬が本市固有の種であり、秋田犬保存会が中心となって、長年にわたり、その保存に尽力いただいていることや、秋田犬やハチ公が町の随所に見られるとおり、市民の心のよりどころの一つとなっていることが挙げられ、今後も、犬都大館市として誇れるようなまちづくりに努めてまいります。また、本市の観光戦略を持続するため、観光振興の指針となる大館市観光基本計画にきちんと位置づけてまいりたいと考えているところであります。1. 都市基盤を生かした圏域観光の滞在拠点、2. ハチ公を核とした市内観光コースの確立、3. きりたんぼ・曲げわっぱ・比内地鶏等の特産品活用、4. 広域観光ルートを想定した他市町村との連携、5. もてなしの心の醸成や受け入れ態勢の整備などを骨子とした素案づくりを行っているところであります。この計画は、現在、行政の通信簿と同時に行っている市民アンケートや渋谷くみの広場で収集させていただいた本市の評価などを反映させながら、大館地域観光振興協議会で内容を精査した上、年度内には原案をお示しし、最終的には議会の御意見をいただきながら成案としてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

③大館市秋田犬保護育成に関する条例についてであります。大館市秋田犬保護育成に関する条例が制定された昭和29年当時、本市には、社団法人秋田犬保存会と、もう一つ、秋田犬保存協会という保護育成を目的とする2つの大きな団体がありました。この2つの団体が作出し、大館市内で飼育されている犬の中から優秀犬を認定するためにこの条例が制定されましたが、制定当初から条例に基づく実質的な活動はなかったようで、それらに関する記録等は残されておりません。昭和36年に秋田犬保存協会が社団法人秋田犬保存会に合併し、保護育成活動団体が一本化されたことから、この時点で本条例の当初の使命は終了したものと考えております。その後は、秋田犬の保護育成や血統書の発行、展覧会・研究会の開催、会報「秋田犬」の発行等々、秋田犬保存会の長く地道な、そして確実な活動により天然記念物秋田犬の保護と継承が図られてきたことは御案内のとおりであります。現在では、全国に50を超える支部、さらにはアメリカや台湾にも支部があるとうかがっており、改めて、秋田犬保存会の活動につきましては深く敬意を表するものであります。市といたしましても、今後の新たな秋田犬の時代に向けて啓蒙活動に努めるとともに、よりよい秋田犬の保護育成に向けて、せっかくの条例でありますので、時代に合ったものとなるよう見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2、地域協働での市道・生活道路の整備をする制度の創設は。今後、公共工事の減少が予想

されることから当該制度の創設はいかんといいことではありますが、市民協働のまちづくりは私がマニフェストに掲げた基本姿勢の一つであり、市民と行政が役割分担しながら連携・協力する協働自治を目指すものであります。増大する市民ニーズや地域の課題を解決するため、町内会やまちづくり協議会・NPOなどの各種団体が有する創造性や実践力を生かした市民協働のまちづくりを推進することは、極めて重要であると考えております。議員御提案の地域協働での道路整備につきましても、町内会等と市が新たな形で役割分担し地域の生活基盤を整備するものであり、積極的に取り組んでいくべきものと考えております。近年は、生活道路の整備についても国庫補助の対象とする地域活力基盤整備創造交付金や道整備交付金等が創設されており、また、狭あい道路整備等促進事業については、市のほか、町内会等が事業主体となり、実施する事業に対し事業費の3分の1が補助されるものであります。こうした制度の活用に加え、現在、市が実施しております私道整備費補助金の運用基準の緩和や町内会等が生活道路等の整備を行う際に市が提供している原材料について、砕石のほか側溝などのコンクリート資材の提供等についても検討するなどして地域の皆様に積極的に取り組んでいただき、地域協働の道路整備を図ってまいりたいと考えております。これまで以上にわかりやすい形で、住民の皆様方にこれらの制度についても御説明していく必要があると思っております。よろしく御理解・御協力のほど、お願い申し上げます。

3点目、メタボ対策について。①「健康おおだて21」計画の中での位置づけと現在の取り組み、また、今後どのように広げていくのかについてであります。高齢化社会の到来に伴い、中高年世代に脳卒中・心臓病・糖尿病などの生活習慣病と言われる慢性疾患が増加しており、医療費が増大する原因となっております。また、現代は、車社会による運動不足や高カロリー食による栄養過多などで、誰もがメタボリック・シンドロームに陥る可能性があり、これを抑制することが社会的な使命となっております。平成16年3月に策定した市の健康づくり計画である「健康おおだて21」では、メタボに関する項目として、運動をしている人の割合をふやすことや適正体重者の割合をふやすことを目標に掲げ、各種教室の開催や市民への情報提供に努めてまいりました。さらに平成20年度からは、腹囲の測定などを行う特定健診や特定保健指導を導入し、生活習慣の改善が必要な方に対し動機づけ支援コースと積極的支援コースを設定し、面接と電話で6カ月間の支援をしております。この健康づくり計画は6年目となった今年度、改訂版を策定中ではありますが、これまで取り組んできた成果として、週1回以上運動している人の割合が33.2%から47.8%に、また、体重をコントロールしている人の割合も26.7%から47.6%に増加し、一定の効果があつたものと考えております。改訂版では、生活習慣の改善など1次予防を重視した内容を盛り込むこととしており、策定後は、これまで以上に市民への周知を図ってまいります。また、昨年度から誰もが気軽に健康づくりに取り組めるよう、元気発信始めるプロジェクト事業をスタートさせております。この事業では、5分程度の啓発用ムービーを作成し健康教育に活用しており、8地区の代表の方に出演の協力をさせていただきました。

た。本年度は、メタボ対策に取り組む私と吉田副市長の姿が新聞に何度か掲載されまして、さまざまな反響が寄せられており、市民の健康に対する関心の高さを実感している次第であります。来年度は、一般市民からモニターを募集し、より身近な健康モデルとして参加いただくほか、メタボ対策を目的とした夜間講座を行うなど、市民全体に取り組みを拡大してまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

②**モデルとしての市長の取り組み内容と成果について**であります。私の取り組み内容と成果についてコメントをとのことでありますけれども、先ほども申し上げましたが、私と吉田副市長が元気発信始めるプロジェクトのモデルにふさわしいということで、イの一番に選ばれまして、これまで実施してきております。このプロジェクトは、内臓脂肪を減らすために1日に減らすエネルギー量を算出しまして、このエネルギー量を消費するための具体的な行動目標を掲げまして、日々これを実行していくことで目標とする腹囲・体重に近づけていくというものであります。私は、行動目標をこれまで行っていたウォーキング、ダンベル体操でありますけれども、これらの継続に加えまして、小まめに動くこと、これは別に政治とか、行政とかの意味ではございませんので、体として小まめに動くことであります。それから、昼食の量をコントロールすること、具体的に言えば、大盛りをやめるということであります。3点目は、アルコールの摂取量を減らすということであります。いずれも極めて難しい課題でありまして、この3つをできるだけ実行しようとする次第であります。そのために、毎日の体重測定と体脂肪測定も行っている次第であります。その結果は、広報・新聞等で掲載されているとおりであります。特別なことをするものではなくて、ふだんの運動に加えまして少し多めに歩くように心がけたり、食事の際には食べ方に気をつけたり、できるだけ全部食べないで折りにして持って帰るとか、いろいろ苦勞している次第であります。これまでも、禁煙をしたり、ウォーキングを始めるなど気をつけてまいりましたけれども、今回の取り組みは、改めて自分の生活習慣を振り返るよい機会となっている次第であります。何よりも全体としては非常に体調がよくなってきております。市民の皆さんにもぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。私もきのう、きょうとちょっと風邪声でありましたけれども、最近風邪を引いても3日で治っております。これもこのおかげではないかと思っております。どうか、このプロジェクトを通して、御自分の健康にも目を向けていただければ幸いです。また、吉田副市長にもコメントをとのことでありますので、後ほど、吉田副市長にもコメントをお願いしたいと思います。

以上であります。よろしく御理解のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○**副市長（吉田光明君）** 御指名をいただきましたので、私の元気発信始めるプロジェクトの目標と成果につきまして、お話を申し上げたいと思っております。今、市長からお話がありましたように、メタボ対策というものは内臓脂肪を減らしながら糖尿病を初めとする成人病予防に資するというもののようにございまして、私の場合は、昨年から動かさせていただきました。何よりも摂取するエネルギーを減らし、そしてまた、消費するエネルギーをふやして内臓脂肪を全体

的に燃やしていこうというものが目的でございまして、私の場合、3つの大きな目標があります。一つは、ふだんは3,000歩近くしか歩かないのですけれども、それを7,000歩以上、1日に歩くということでもあります。もう一つは、アルコールの摂取につきましては、好きなビールは控え目にしようというものがあります。うちに帰ればエネルギーの少ない「ゼロ」というものを飲ませてもらっています。乾杯程度のビールでやめて、後はしょうちゅうをいただきます。3つ目は、無理のない減食ということで、先ほど市長からもお話がありましたけれども、お昼は、何となく、注文するときに「てんぷらうどん」と言えば、その後に「大盛り」とついてあったのですが、それを控えるようにいたしました。そういうことで、摂取するエネルギーを減らしておりますし、消費するエネルギーをふやしているということでございます。おかげさまで、去年は95 kilogramsを挟んで上下していたものが92 kilogramsの前後、92～93 kilogramsになりまして、2 kilograms程度やせさせていただきましたし、ことしもまた、2年目に入りまして、現在は89と90 kilogramsの間を前後しております。トータルで5 kilogramsほどやせまして、実はことしの春、ドックに参りましたならば、糖尿病の血糖値が上がってきており、「グレー・ゾーンだぞ」と言われましたけれども、歩くようになって1～2 kilograms減ってきたら、最後、血液検査をしたら、それもよい数値になってきているということで、大変健康にはよいということがわかりました。ぱっと見渡しますと、それなりに私にまさるとも劣らない方々もいらっしゃるわけですが、ぜひ、いろいろな目標を立てながら内臓脂肪を減らせるように努力していただければ、大変ありがたいというふうに思います。以上であります。

○議長（石田雅男君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時23分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（石田雅男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

明石宏康君の一般質問を許します。

〔18番 明石宏康君 登壇〕（拍手）

○18番（明石宏康君） いぶき21の明石宏康です。政権交代が行われてから数カ月が経過し、最近のニュースを見ていると事業仕分けの様子が連日連夜、それこそまくし立てるように流されております。国民の関心の高さゆえにメディアも繰り返し報道するのですが、私は賛否両論の複雑な心境でこれらの映像を眺めておりました。今回の登壇で取り上げている事業評価にも関連しますが、私はこうした形で事業の効率性はもちろんその透明性と言いますか、今まで知られることのなかった多くの詳細が国民の眼前に広く公開されることは素晴らしいことだと思います。一方、日本科学未来館の毛利館長と官僚たちとの激しい論戦やオリンピックの強化費削減などを見ていると、そこまでの削減に一体何の価値があるのか、そうして削るべき

でないところから削ったお金を高速道路無料化や子ども手当など、定額給付金から名前が変わっただけの「バラマキ」に投じることに何の正義があるのか大きな疑念を感じてしまうのも正直な感想なのであります。第三者的な見地から物事を客観的に推しはかることのよさ、そしてその難しさ、そして時にはその危うさを痛感する事業仕分けではありますが、市長には後ほど事業評価や外部監査についての忌憚のない御所見をお伺いしたくよろしくお願い申し上げます。それでは、通告に従いまして順次一般質問を行います。

初めに、**市たばこ税**についてお伺いします。昨今たばこと言いますととかく社会の敵扱いであります。私自身無類の愛煙家ということもあってかここでは健康増進法推進ですとか受動喫煙防止とかの話は一切出てこないばかりか、毎年巨額な調定額を当市にもたらしている善玉扱いをされておりますので、嫌煙家の皆様におかれましては、しばしの間その旨お含みおきくださいますようお願い申し上げます。過日、担当課よりたばこ税に関する資料をいただきました。17年度の調定額は5億1,000万円余り、18年度が5億2,000万円余り、19年度は5億1,000万円余りとここ数年安定した収入を維持してきました。一部の古い銘柄を除きたばこ20本入り1箱につき市税分は65円96銭と、たばこはかなり実入りのある貴重な自主財源のツールであります。しかも例年大きな増減もなく、市町村にとっては確実な収入を見込める大切な収入源であります。ところが昨年来、この数字が大きな変調を来しております。20年度は対前年比3,582万円減の4億7,000万円余り、ことしの見込み調定額に至ってはこれからさらに3,100万円減の4億4,000万円余り。20年度から実に6,686万円が減っているのであります。これは合併以前の当市の調定額に近く、旧比内町・旧田代町の調定額のそのほとんどが消失してしまったと言っても過言ではありません。健康増進法が14年に公布されてから7年、突如としてその効果が顕著に出たのでありましょうか。市内の愛煙家の10%以上が突如一斉に禁煙したのでありましょうか。調定額が激減した20年度は未成年者喫煙防止の一環として3月にタスポと呼ばれる成人識別カードが一斉に導入されました。当時の記事をネットで検索して見ますと、タスポ取得の煩雑さを逃れたい消費者が全国に数多くいて、自販機での購入を避け有人販売所でのカートンまとめ買いに購買方法を切りかえたため、自販機販売が不振に陥ったとの報道が数多く見受けられます。たばこの販売総数が地域によって多少の減少はあれ極端な減少はなく、購入する場所が変わっただけなのです。では、なぜ購入する場所が変わっただけなのに当市は2年で6,686万円も落ち込んでいるのでありましょうか。原因の一つは意外なところがありました。まとめ買いの主要な販売所の一部が市外から大量のたばこを仕入れているためであります。事情に明るい他地域の議員に聞いてみますと「仕入れの一括化による物流や通信費のコスト削減」「販売商品の一元管理」「販売状況の総括的な把握」「企業からすれば合理的かつ採算重視の方法」とのことです。もちろん減収した調定額のすべてがこうしたたばこの市外からの持ち込みに起因するわけではないことは承知いたしておりますが、当市に限った話ではなく北東北だけでも多くの市が当市と似た状況になっていることは紛れもない事実なのであります。たば

これを販売する業者にとってはどこでたばこを仕入れなければならないなどといった法的規制は一切ありません。純然たる合法的な商業行為を「だめだ、地元で買え」などと強制する権限はどこ自治体にも一切ありません。しかしながらこうした自治体にとっては実に不本意な形で**貴重な自主財源が市外に流出している可能性がある**現状を見て、私は地方議会の一員として「仕方ないよね」とただ傍観していいものかとの強い懸念を禁じ得ません。

販売所は地元からたばこを調達して販売してくれているところがそのほとんどであります。私は全国多くの地方自治体や議会がごく一部ながらもたばこを市外から大量に持ち込んでいる販売所の企業に対してたばこ税が貴重な財源であること、**ここ数年で多くの自治体が巨額な減収を余儀なくされている**ことを説明して、**たばこの地元仕入れへの理解を求める努力を今すぐ始めるべきだ**と痛感しております。販売所とて地域に密着して、市民が顧客でありその市民にとってたばこ税を含む自主財源の確保がとても大切なことであるといった話は必ず共感していただけたと思いますし、早期に仕入れ先を店舗が立地しているそれぞれの地元で切りかえていただければ、そう信じてやまないものであります。市長におかれましてもいま一度現状を把握いただき、どうか販売所へのお願いに御尽力いただけないものかと切にお願いいたしたく、これに係る御所見をお伺いするものであります。

続いて、**民間企業が参画した行政サービスの充実**につきまして2点お伺いいたします。こちらではいずれも魅力的な提案をしていただきましたのは、市内に事業所を有する飲料関連企業2社であります。過日、乳酸菌飲料製造販売企業の方と偶然お話をする機会に恵まれた時のことです。「合併以前の旧比内町では、ひとり暮らしの高齢者の安否確認事業として週2回1本37円の健康飲料をお届けして安否確認を行った。合併後も続いたが20年4月中止になった。新市でまたこの事業を展開できたら当社としても市民が地域から孤立することのないよう、信念を持って取り組みたい。現在47名のセールスレディーが全市内を配達しているので、支援が必要な方を見つけ公的サービスや制度へしっかりつなげるなど、見守りができる態勢づくりを目指します」との大変ありがたい申し出を受けました。後日、当市長寿支援課からいただいた資料によると、65歳以上のひとり暮らし世帯は3,133戸、この全戸に毎日配布するとなると単価37円×365日×3,133戸で4,231万円余りの巨額な費用がかかってしまいます。しかし、この3,133人すべての方が安否確認を必要としているわけではなく、中には我々にも負けない元気な高齢者の方も多数いらっしゃることから、緊急通報装置やふれあい安心電話を利用しておられる全体の約15%の方に換算し直しますと、その経費は年額約634万円になります。担当職員の方の説明によりますと、地域包括支援センターの職員や民生委員さんの訪問は毎日ではないということで、これは**現在、当市ではひとり暮らし高齢者の毎日の安否確認は行われていない**ということでもあります。私は、この安否確認作業を**民間企業の支援を得て年間を通じて毎日行うこと**が年額634万円のできる、これは当市の老人福祉サービスの向上の一つのよい機会ではないかと考えます。現在、担当課において高齢者世帯の実態調査に尽力されているとの説明で

ありましたので、支援を要する方の数や程度などその詳細が近日中に明らかになると思われま
す。こうした企業の支援・申し出が実効性のあるものと判断されるのであれば、ぜひ前向きな
検討をしていただきたく、これに係る市長の御所見をお伺いいたします。

また、別の清涼飲料販売企業からはユニークな方法で実に興味深い提案がありました。自販
機の売上金の一部をさまざまな形で還元するというこの方法は、商店街のスタンプカードや量
販店のレシートを投票する形でランキングに応じて支援金額がふえるボランティア団体支援制
度に似ております。この企業の協力を得て、県内では実際に秋田市役所のエレベーターに水な
どを入れた救援物資が備蓄されました。この救援物資のレイアウトにつきましては、皆様の机
の上に配付させていただきました資料をごらんいただければと思います。エレベーターに閉じ
込められると一般的な人間の精神的・肉体的な我慢の限界は1時間30分ほどとされ、それ以降
は心身に異常を来し想定外の行動をとり始めて危険とされています。人がたくさん乗っていて
電気もとまり真っ暗で、さらに夏場で高温となれば1時間もたずパニックが起こるでしょう。
水や食事、簡易トイレやラジオ付ライトなどが入った救援物資が常備されていることは、時に
は人命を救うことにもなるでしょう。今回この企業から申し出のあったのは、この救援物資ボ
ックスを市内の公共施設のエレベーターに設置したい旨の申し出であります。企業から皆様へ
お渡しくださいと頼まれたチラシがその机の上に置いたものですので、詳細はそちらに記され
ております。確かにこうした発想は飲料メーカー同士の競争激化から生まれたものかもしれま
せん。しかし、私は道の駅などで非常時にはお金を入れなくても商品が出ますといった自販機
を見るたびに、その企業の社会への責任のアピールを強く感じずにはられませんし、そうし
た自販機を優先して飲料を購入いたします。この企業はほかにも大館警察署内に設置した自販
機の収益の一部を犯罪被害者支援として社会に還元しております。私は地域で暮らす事業者と
して、また行政に携わる議員として先に述べた安否確認とあわせて、こうした民間企業の自治
体への申し出はとても共感します。自社利益のみだけでなく、稼がせてくれた地域社会への
貢献という理念は商いの本道を行くものであり、見習うべきところが数多くあると思います。
市長におかれましては、機会あらば私などの伝聞などではなく、彼らの心のこもった申し出を
ぜひ市長室で直接聞いていただけましたらと痛感する次第であります。これに係る市長の御所
見を伺うものであります。

次に、**公共事業評価**についてお伺いいたします。この公共事業評価に第三者機関を設置して
ほしい旨の質問は、平成12年12月議会定例会の一般質問にて市長にお伺いしております。当時
は長木ダム中止に触れながら、ビーバイシー（費用対効果）だけに頼らない官民混合の事業
評価機関を設置してほしい旨の質問でありましたが、市長はその答弁の中で「平成11年度から
政策、事業評価は実施している。先進都市における事例の調査を行い検討しているところであ
る。行政評価の導入目的は第1に住民への説明責任であり、第2に住民本位の質の高い行政の
実現であり、第3に住民の視点に立った成果重視への行政への転換である」と述べられました。

登壇から9年が経過し、その間、平成の大合併などで私たち地方自治体を取り巻く環境は激変し、それに合わせて公共事業に対する市民の関心や視線もなお一層シビアなものへと変わってきているのが現状です。当市においては、計画書を見ますと「新大館市総合計画の実施に当たり、計画期間を向こう3カ年でのローリングシステムとして事業の緊急度や各年度の財政見通しなどを考慮に入れ、毎年度の見直しを図っていくものだ」とありますが、私はこの見直しの議論を行うのが行政主導では評価に偏りが生じる可能性があることを危惧するものであります。例えば、自分たちの行ってきた事業が最小の経費で最大の効果を生んだとは言えないと思つたとします。でも、それを実施してきた市長を筆頭とする当事者の行政サイドが「はっきり言ってむだでした、済みませんでした」などと竹を割ったように公言できるでしょうか。また、現在の審議する環境が市長に対して当局職員らが「効率の悪い手法・事業でした、今すぐ見直してください」とか進言しやすいものでありましょうか。また一方で、明らかに素晴らしい事業内容で効果が顕著であった事業があったとします。市長や当局が「すごいです、見てください」と話してもいま一つ自画自賛っぽく、市民にとっては聞き苦しいものであるやもしれません。仮に当市が**第三者機関による諮問機関を設置して、その審議や評価の課程や結果を市民に対して示していければ、公平性や透明性が一層向上することは議論の余地がないとも思います。**全国数多くの都道府県や市がここ10年間で次々と独立した第三者による諮問機関を設置しているのもひとえに住民に対する透明性の確保、事業に対するより一層の信頼の確保が第一義的な目的であります。建築工学・都市工学・住生活から教育・法律・下水道・水質汚濁まで多岐にわたる専門家を招集している自治体もあり、唯一デメリットといえばその諮問機関の設置費用くらいであります。政令都市同様規模の超豪華な顔ぶれの諮問機関でなくてはならない必要はありませんので、背伸びしない身の丈に合った審議メンバーであってもよいと思います。大学教授や弁護士だけでなく、その町に暮らす経済界の人や団体の代表などを交えているところもあります。また、いきなり第三者機関を設置する以外にも審議する過程で事業評価監視委員会から意見を聴取するところから始め、準備の整った段階で行政評価条例を制定し、それに基づき設置された事業外部評価委員会に評価をゆだねている自治体もあります。意見が出れば即座に市長に具申するため、規模の大きな建設事業・河川改修事業、また事業スパンの長い事業、例えば区画整理事業や下水道事業など数多くの分野でより透明性のある議論が期待できます。ぜひ御検討いただけましたらと思います。これに係る市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、**外部監査制度**についてお伺いいたします。こちらはさきに述べた事業評価とは導入の経緯が全く異なり、全国各地の地方公共団体の不正な公金の支出が問題となり、1997年に地方自治法が改正されて翌年施行されたのが始まりであります。1999年以降は中核市以上の自治体には外部監査人による包括外部監査が義務づけられております。弁護士・公認会計士・税理士など外部監査契約を市と締結できる人が法で定められていて、当市の現行の内部監査人監査制度とは一部異なっております。登壇に先立ち何度も自治法の条文を読んできましたが、私に

としては当初その解釈が非常に難解で何度もこの通告タイトルを見合わせようと考えたほどでした。ただ、総じてざっくりと申し上げることができるのは、もし何の問題もなければこの制度は恐らく必要ないと思ったことであり、逆を申せば内部だけで議論することに是非が分かれる問題が仮に生じたとき、この制度はその存在意義を最大限発揮すると痛感したということがあります。導入に際して従来の監査制度が廃止されるわけではなく、現行制度に加えて両輪となって各事案を審査するのがこの外部監査人監査制度であります。導入の主眼はさきに質問した公共事業評価と全く同じであると断言しても語弊はありません。日本税理士連合会では研修会などを通じて全国各地の外部監査人を養成しておりますが、彼らはこの外部監査人監査制度を透明性・客観性により秀でた独立性の高い審査により、より効率性のある行財政運営実現のために住民の視点に立った提言を行うとしています。この基本理念は第三者機関による公共事業評価導入の目的と何ら変わりはないと私は重ねて痛感するところでもあります。経営事業もその監査対象であることから、現在同様、公営企業もその監査対象となります。全国の実際に外部監査の対象となった事例を見ますと、道路事業について、病院の運営管理について、補助金に関する執行について、一般会計における交付金・負担金について、庁内情報システムに係る事業の管理について、指定管理者制度に係る管理者選定についてなど実に多岐にわたっております。この制度は施行されてまだわずかに13年であり、今は大きな地方自治体だけに義務づけられている段階ではあります。近い将来、必ずや地方自治体監査のスタンダードと言われる日が来ると思います。当市はいつどのような外部監査人による監査請求を受けても何ら問題などあるはずはないと信じておりますので、問題が起こってからではなく、あってはならない不祥事や不適正な会計処理を未然に防ぐ防波堤の意味でも独立性のあるこの制度の導入の検討を切に願うものであります。これに係る市長の御所見を伺いまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの明石議員の御質問にお答えいたします。

1点目、たばこ税が市外へ流出している。販売所は地元でたばこを仕入れてほしい。①タスポ導入以降、大手販売所などでのカートンまとめ買いがふえている。販売所が地元でたばこを仕入れないと自治体の減収は深刻なものになる、②20年度の昨年対比減収額は3,000万円以上、21年度の調定額も同様の右肩下がり、この原因は禁煙者がふえているだけのものではない。貴重な自主財源が市外へ流出している可能性がある。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。まず、本市のたばこ税の収入については、議員御指摘のとおりでありまして、18年度の5億2,135万円をピークにしまして、19年度、20年度と減少いたしまして、21年度は4億4,600万円となる見込みであります。このたばこ税の減少については本市のみならず秋田市や盛岡市・仙台市などでも同様でありまして、これは健康志向の高まりや健康増進法による公共施設や飲食店等の受動喫煙防止措置の拡大、タスポの導入など喫煙者

を取り巻く環境が年々厳しさを増してきたことにより、喫煙人口が減少してきたものと考えられます。本市のたばこ税収が他と比較して著しく減少しているかといえれば必ずしもそうではないと思います。しかもまた、それらがすべて市外に流出しているとは言い切れない面もあるということは御理解いただきたいと思います。しかしながら、いずれにいたしましても滞納がなく、確実な収入が見込めるたばこ税というのは市にとっては大変ありがたい財源でありまして、議員御指摘のように、地域の店でのご購入なり、それから地元仕入れの理解を深めてもらうように私自身もこれから活動をさらに活発にしていきたいと思いますので、よろしく御理解のほどを願い申し上げます。

2点目、飲料配達による毎日の安否確認、自販機の収益を還元した非常用救援物資の設置についてということで、①要支援の高齢者ひとり暮らしの安否確認について、旧比内町で行われていた「健康飲料配達と声かけ」を当市で毎日行うよう検討を望むということではありますが、この高齢化社会を迎える中で、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方をどうサポートするかにつきましても大変大きな課題となっているわけでありまして、そのため、9月定例議会で関係予算の議決をいただきまして、現在、民生委員の方々をお願いして、対象となります6,604世帯の方に「現在困っていること」「今後お手伝いできること」等について調査しているところがあります。その調査結果をもとに議員御提言の旧比内町での取り組みを参考としまして、また、新聞や郵便などの戸別配達を行っている事業者との連携も視野に入れまして、高齢者やひとり暮らしの方の安否確認を含めサポートのあり方についてさまざまな方面から検討してまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

②自販機の売上金の一部を還元して救援物資をエレベーターに設置したり（秋田市役所）、犯罪被害者支援に協力したり（大館警察署）、ユニークながらも実に社会性のある提案が実行されているということではありますが、市では日ごろから災害に対する備えとして、企業との間で防災に関する協定の締結を推進しているところでもあります。これまでも複数の事業者等との間で災害時における物資の供給協力等に関する協定を締結しております。御提言のエレベーターへの救援物資ボックスの設置は非常時の備えとして極めて有効なものだと私も考えます。市の施設には、現在、比内総合支所・総合福祉センター・交流センター・市立総合病院・市立扇田病院等々にエレベーターを設置しておりますが、民間事業者からこのような申し出があったときは庁舎管理や施設管理のみならず防災の観点からもお話を伺って、協議してまいりたいと考えております。また、市立総合病院玄関わきには、安全・安心まちづくり支援自販機が大館市防犯協会によって設置されておまして、売上金の一部が地域の防犯活動に生かされている事例がありますので、今後も民間事業者の社会貢献事業に対しましては市としても積極的に協力し、また、こちらからも働きかけをお願いし、市民の安心・安全を守るための諸施策の充実に努めてまいりたいと思います。

3点目、公共事業評価の第三者機関への委任と外部監査導入の検討についてであります。①

効率性・透明性をなお一層打ち出せる。区画整理・公営住宅整備・河川改修などの多くの施策の整合性を専門家が外部から診断・評価するので、市の施策への市民からの信頼度が向上する、こういう御提案であります。この第三者評価については行政職員による内部評価に外部の視点を加えることで評価における客観性・透明性を確保することが一番の目的であります。既に取り組んでおりますISO14001環境マネジメントシステムの審査においても、いわば私ども行政の仕事の仕方について審査を受けていることと同じであると考えております。ISOを通じて私どもが行う自己評価の仕方について第三者評価を受け入れているものでありまして、職員の意識面の改善も含め大いに成果を得ているところであります。また、国の行政機関が行う政策の評価につきましては平成14年に法律が施行され、公共事業の効率性、実施過程の透明性の観点から第三者委員会による再評価が義務づけられております。これにより、例えば国庫補助事業である扇田地区まちづくり交付金事業において、市と住民代表による事業評価に対する国による外部評価が予定されているところであります。同じくスパンの長い御成町南地区土地区画整理事業においても、採択後、一定期間を経過した際には国の第三者委員会による事業評価が実施される予定であります。このように個別の事業で専門的に外部評価を導入しているケースもありますことから、これらの手法も十分検討してまいりたいと考えております。

②現行の監査委員制度を否定するのではなく、並行してすみ分けすることで透明性を向上させる。これからの地方自治の主流になることは間違いないという御指摘であります。この外部監査制度を導入している秋田市を除く県内各市では、監査委員2ないし3名、事務局職員2ないし5名の体制で監査を行っている現状であります。本市では税理士及び議会選出委員を含む監査委員が3名、事務局職員が5名の体制で厳正かつ迅速な財務監査・決算審査等を行っております。外部監査制度は監査委員による監査を補完し、外部の目から地方公共団体の事務をチェックすることにより地方公共団体の監査機能の一層の充実を図ることを目的としております。本市におきましては、さきに申しましたとおりISOの運用を通じて市の事業における環境への影響をみずから測定・評価し、それを毎年外部機関の審査を経て業務の改善につなげており、行政事務全般に対する職員の意識向上が図られているものと考えております。議員御提案の外部監査制度の導入につきましては、今後、他市における運用状況を参考とし、また、議会や監査委員の皆様の御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○18番(明石宏康君) 議長、18番。

○議長(石田雅男君) 18番。

○18番(明石宏康君) 再質問とお願いのあわせて2点を述べさせていただきます。1点目のたばこに関してであります。あえてどこがたばこを大量に持ち込んでいるとかという表現はしておりません。これは、どのたばこがどの程度よそから入ってきているというのは調べよう

がなく、総量というのはつかみどころがないためであります。しかしながら、ことしの6月の県議会では「大手の販売所が」「何業です」というのをはっきりうたった上で一般質問されている方がいらっしゃいました。「たばこは県内で買ってください」というのをお願いしていただきたいという旨の質問でありましたが、確かに減収したすべてが市外からのたばこの持ち込みとは限らないというのはもちろんそうではあります、確実によそから大量のたばこが市内に持ち込まれていることが容易に推測されるような状況が多々ありますので、そういった業界の経営者の方と市長は恐らく旧知の仲だと思っておりますので、折に触れお願いするという形で、確かに先ほどの質問で述べたとおり公的規制もなく誰に強制されるものでもありませんので、お願いという形でしか通らないと思っておりますので、ぜひとも市長におかれましては機会あるたびにそういった方々にたばこを地元で仕入れていただきますようお願いしていただきたいと思っております。これについての御所見をいま一度伺いたいと思っております。

公共事業評価の第三者機関と外部監査とあわせてですが、簡単に申せば自分たちの通信簿を自分たちがつけるというのは非常にばつが悪いといえますか客観性があるのかという指摘がずっと前からされていたもので、それに伴いまして地方自治法が改正されたものであります。これは現在の内部監査人による監査制度を否定したり誹謗するようなものでは決してありません。それを前もってお話しさせていただきますが、どうしても独立性という面から、また、透明性・客観性という面から外部監査制度の方が秀でていっているのではないかとというのが多くの専門家・見識者のコメントでありまして、この辺も重々勘案して早期に導入を検討していただけたらと切にお願い申し上げます。これに関しては答弁はおりません。1点目のみ答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（石田雅男君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしたいと思います。私どもも非常に大ざっぱでありますけれども、地元仕入れ以外の販売所というのはつかんでおります。ですから、まず第一はそういったところに直接赴いて、できるだけ地元仕入れをお願いしたいということをまずやっていきたいと思っています。よかったと思うのは、個別には名前は出しませんが、コンビニ等は意外に地元で仕入れてくれているのです。これは大変ありがたいと思っています。それ以外の所がちょっと地元仕入れ以外というのが多いものですから、これは私も直接出向いたりしながらお願いしていきたいと思っております。

それから、これは答弁は必要ないということでもありますけれども、いわゆる外部監査、これは最終的にはいろいろなソースから資料を得た場合に議会の皆様方にできる限り透明な形で市民の皆様にもお伝えすることが行政の当然の責務だと思っています。ですから、先ほど申しました幾つかの例もございまして、それ以外にもまだいろいろな工夫があると思っております。そういうことで、これからもできる限りの情報を議会に、そして市民の皆様方にお伝えするよ

うに努力していきたいと思っています。以上です。

○議長（石田雅男君） 次に、笹島愛子君の一般質問を許します。

〔17番 笹島愛子君 登壇〕（拍手）

○17番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。質問最後になりました。市長には積極的な御答弁の方をよろしくお願いいたします。

最初に、**新政権に対する市長の政治姿勢**についてお伺いいたします。この間、鳩山首相の所信表明演説に対する各党の代表質問が行われましたが、私ども日本共産党は衆議院で志位和夫委員長が行い、参議院では市田忠義書記局長が行いました。新政権への私どもの基本的な考え方を志位委員長が代表質問の前段で述べておりますので紹介します。「さきの総選挙で国民は自公政権に退場の審判を下しました。私たちはこの結果を日本の政治にとって前向きな大きな一歩であり、新しい歴史のページを開くものとして歓迎するものです。同時に民主党を中心とする新政権に対しては政治を変えてほしいという期待とともに、さまざまな不安や批判の声も起こっています。我が党は建設的野党の立場に立って国民の期待にこたえとともに、不安や批判を代弁して問題点を正し、日本の政治を前に進めるために力を尽くす決意であります」と明快に述べました。その後の国政の動きは皆さん御承知のとおりです。民主党のマニフェストを実行するため、むだな事業を削るための仕分け作業などが行われ、削るべきでない事業に手をつけたり、逆に米軍への思いやり予算などには手をつけられずというように、国民生活にプラスにならないような問題点も起きています。そこで、市長には政権がかわった中でどのような政治姿勢で望むおつもりなのか、決意のほどをお聞かせいただきます。また、民主党政権では各省庁への陳情の窓口を党に一本化するという新たな陳情システムにするようですが、これについて市長はどう考えているのでしょうか。さらに新政権が陳情一本化に固執するようになっても市民生活を守るための政策実現のためには民主党県連や党本部にも足を運ぶべきと考えますがどうでしょうか。例えば、子育て問題や福祉・医療関連などは当然ながら頑張ってもらわなければなりません。この地域の産業でもあります農業や林業などの政策提言なども積極的にやっていただきたいと思えます。前段でも述べましたが、私どもはよいことには当然賛成するわけですが、国民のためにならない、また、平和が脅かされる、こういったことなどだめなものにはきっぱり反対を貫く建設的野党として頑張るとスローガンを掲げていますが、自民党の方々も建設的提案をしっかりと行くと述べています。市長も是は是、非は非の政治姿勢を貫くべきと考えます。市長の決意のほどをお聞かせください。

次は、**介護高齢者や家族の実態に応じた改善等**についてお伺いいたします。介護保険はことし4月で発足してから10年目を迎えました。しかし、介護の現場は深刻な人材不足で事業所の閉鎖や特養ホームの開設延期なども珍しくなく、一方では保険料だけ取られて介護なしと言われるように、家族介護の負担は非常に重くなっています。また、雇用危機の中で介護分野は雇

用創出の場として注目されていますが、その期待にこたえるには深刻な介護現場の危機の打開こそ必要だという声広がっています。そのような状況で、この4月に介護保険の事業計画などが見直されました。しかし、全国的な高齢化の進行で利用者がふえたり、介護報酬の引き上げで労働条件の改善を図ろうとすると低所得者まで含めて保険料や利用料が値上げになってしまうという介護保険の抱える大きな矛盾が浮き彫りになりました。誰もが年齢を重ね介護が必要となったときに、本人はもちろん家族も安心できるような体制を本格的に整えなければなりません。そこで、本市の介護保険制度に係る市民の実態や改善点などについて4点にわたってお聞きします。1点目は、昨年行った**介護保険サービス事業に係るアンケート調査の結果をどのように生かしているか**ということです。このアンケートの一例を見てみますと「今後、介護が必要になったとき、または現在介護サービスを利用しているときに不安に思うことは何ですか」という設問の回答では「家族に精神的・肉体的負担をかける」というのが1番目で、2番目は「家族に経済的な負担をかけること」ということです。3番目は「十分な介護サービスを受けることができるのか」、そして4番目は「介護保険施設に入りたいが受け入れてもらえるものか」などとなっているように、本当に深刻です。これらは第4期計画のどこに生かされているのでしょうか。

2点目は、**施設入所の待機者が現在469人となっていますが、この数字をどのように見ているのでしょうか。**その中でも特養ホームに入所を希望している人は444人にも上っています。すごい数字です。当然、国とのかかわりが出てくるわけですが、この数字をどのように見ているのでしょうか。

3点目は、**施設入所もできず経済的にも大変、精神的・身体的限界等のこの家族ケアをどうするのか**ということです。60歳代の方が80歳代、90歳代の老親を介護し、自分自身が壊れそうだと切実な訴えがたくさんあります。どのような家族ケアを行い、頼りにされているのでしょうか。

4点目は、本市の場合、**75歳以上の人口が65～74歳の人口を上回っている状況から雇用創出の面からも介護従事者を市の責任で雇用することについて**です。私どもは「介護保険10年目を迎えるに当たっての提言」を2月に発表しましたが、その提言の柱の一つに「人材不足、介護労働者の劣悪な労働条件の解消など、介護現場の危機と打開」を提言しています。今、深刻な雇用危機のもと、介護分野は農業などと並び雇用創出の場として注目を集めています。そもそも介護が雇用創出の場として注目されたのは今回が初めてではありません。かつてから政府はIT産業などと並んで雇用創出の場として持ち上げてきました。その一方で社会保障を切り下げたり、介護報酬も過去2回も切り下げました。これが劣悪な労働条件を広げ、人材不足を招いた大きな原因と言われております。介護労働者の労働条件改善は介護を利用する人の生活や権利を守る上でも不可欠の課題です。だからこそ直営のヘルパー派遣事業などの復活や自治体がみずから介護を提供することが今こそ重要と考えます。以上、4点に絞って質問しましたが、

高齢者を抱えている家族、老老介護者等の悲鳴が聞こえてきます。市長、介護保険制度10年目の節目です。市長の賢明な答弁をお願いいたします。

次に、へき地保育所への2歳児入所は誕生日を迎えた時点で随時可能になるようにということで質問します。私はこの間、へき地保育所に関して保育士さんの増員や2歳児受け入れ、規則どおりの時間までの保育など何度か取り上げてまいりました。そして、現在はずべてのへき地保育所で2歳児も受け入れております。また、入所要件も緩和され、定数内であれば受け入れ可能な状況になっていると認識しています。しかしながら新年度以降、2歳の誕生日を迎えた場合は入所できないということのようではありますが、この点についての改善をぜひお願いしたいものです。そこで、このたびは矢立保育所の事例で市長に質問します。質問というよりぜひ実現していただきますように心から要望したいと思います。現在、矢立保育所は定数が46人です。それに対して35人が入所しています。その中で2歳児は7人です。6人に対し保育士が1人という基準になっていますので、やはり保育士さんは増員しなければ対応できないと思います。しかし、今現在は3歳児以上の基準数と保育士数とでやりくりしているようですが、2歳児への対応も考えてぜひとも保育士を1人ふやし、入所を可能にしていきたいのです。現在の経済状況の中、子供ができて本当に喜びながらも、また、逆に働かなければならない家庭にとって保育所問題は深刻です。少子化により子供の数は少なくなっていますが、働く女性がふえたことにより保育所の需要は逆にふえています。ぜひ、来年度の入所に向けた対応を前進させるという立場をとっていただけますようお願いいたします。

次に、**保育室の面積の最低基準の改善を国に求めることと並行して、市独自で詰め込み保育からゆとりある保育に転換することについて**質問します。厚生労働省の委託研究で保育所面積の最低基準引き上げを打ち出した報告書によりますと「少なくとも現行の最低基準以上のものとなるよう取り組みを」と求めています。さらに、その中で最も重視したのは、最低限、子供たちが「食べる・寝る」環境を確保するということでした。また、報告書では「保育は子供が一日のほとんどを過ごす場所であり、それにふさわしい環境が必要です。しかし、多くの保育所では遊びと食事とお昼寝を同じ部屋で行っています。食事をしている子供のそばで後片づけをしながら布団を敷くため、ほこりが舞い続けることもあります。ゆっくり食べている子供が席を移されることもあります。本来は食事とお昼寝の部屋を分けることが大事です」とも述べながら必要な面積基準、食事とお昼寝に限った最低限の基準を算出しました。その計算では現在の基準から当然引き上げなければならないものです。この保育所面積の最低基準は戦後間もなく制定されたものだそうで「厚生労働大臣は最低基準を常に向上させるように努める」と省令で定めてあるのに、この間それを怠ってきたものです。最低基準は文字どおり最低ぎりぎりの基準であり、待機児童対策の名で壊すことは絶対にやってはいけないことだと思います。私たちは待機児童の解消というなら当然保育所をふやさなければならない。5.3兆円の子ども手当の財源の一部を回してでも緊急にやるべきだと求めています。例えば1年間に10万人分の保

育所をつくるために必要な予算は建設費で1,700億円と試算しています。それによって地域の建設業者の仕事もふやし、保育士などの雇用もふえて経済効果も抜群です。そこで市長にお伺いいたします。今現在の城南保育園や有浦保育園は定員の約25%増になっている現状から、ゆとりのある保育に転換する必要性を認識しておられるのかということについて率直な考えをお聞かせいただけます。また、現在、国が最低基準の見直しを打ち出していることに対し、逆に改善を強く求めるべきと考えますが、どうでしょうか。将来を担う子供たちの成長のためにも、詰め込みからゆとりへのスローガンで頑張っていたいただきたいものです。前向きなお考えをお聞かせください。

次に、**昨年の除排雪の反省点を今期の計画にどのように反映させたのか**、9月に続いての質問になりますがよろしくお願いたします。9月の質問では「雪の対策は過去の苦情や意見が反映されるよう万全な体制をとってもらいたい」との内容で質問しましたので、今回は確認の意味でお聞きします。答弁の中で「過去の苦情などについてはこれまでも除雪時に配慮してきたところであり、昨年寄せられた御要望・御意見などは現在策定作業を進めている除雪計画の中に十分に反映させ、除雪業務に生かしていく」とありますので、その計画の内容等をお聞かせいただきたいと思えます。なお、毎年、毎年、雪で悩まされる雪国の対策としましては、将来を見据えた流雪溝や融雪溝・融雪道なども念頭に置き、長期計画、短期計画を組むべきと考えます。また、除雪はハチ公レンジャーなどボランティアや社協による高齢者宅の除雪、市で行っている間口除雪など工夫もされているわけですが、今後これらの事業の一元化につきましては各団体等とも意見交換を密にしながらやっていただきたいと思えます。改めて市長のお考えをお聞かせ願います。

最後に、**父子家庭の実態を調査し、一定の手当・支援金など市独自の制度を設けること**についてお伺いいたします。1人で子育てをする大変さは父親も母親も変わりがないにもかかわらず、父子家庭には児童扶養手当が支給されません。子育てのために仕事を変えざるを得ない父親も多く、年間の就労収入が全国調査では300万円以下の父子家庭は全国で37%にもなるそうです。このような状況を改善するために、この6月に父子家庭への児童扶養手当支給法案が参議院で可決されていますので、近いうちに実現できるものと考えます。しかし、そのこととは別に児童扶養手当に準じた手当を支給している自治体や児童扶養手当額に届かないまでも、父子家庭に一定の手当・支援金を支給する自治体もあるようです。本市においても、まず父子家庭の実態を調査し要求に基づいた対応方を急ぐべきではないでしょうか。ちなみに本市における父子家庭は今年度8月現在で119世帯です。年代別に見ますと40歳代が一番多く、30歳代、50歳代はほぼ同数です。どのような理由で父子家庭なのかなどプライバシーには十分配慮しながらの結果に基づき、市独自の制度を設けることへの市長のお考えをお聞かせください。

今まで質問した内容は子供から高齢者まで、人間の尊厳を守る、維持するための政策提言や改善点などです。ぜひ、実現するための手だてができるよう、前向きなお考えをお聞かせいた

だきますように求めて私の質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの笹島議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**新政権に対する市長の政治姿勢**はについて。政権交代に伴い、国に対する陳情・要望システムにつきましては市町村からの窓口が民主党県連に限られております。市としましては、市民生活にかかわる各種要望等につきましては、今後、私自身が直接県連に陳情するケースのほか、各省庁に対しても政策提言として意を伝えてまいりたいと考えております。御要望のありました農林業施策を含め、現在、政府の行政刷新会議による事業仕分けが終了したところであり、今後の予算査定に向けて現段階では不透明な部分も多いというのが実情であります。今後、政府の政策運営等に対しては農林業施策のみならず、あらゆる分野にわたり市民生活第一の視点で、まずは県や全国市長会を通じた働きかけを行ってまいりたいと考えております。

2点目、**介護高齢者や家族の実態に応じた改善等**について。①**介護保険サービス事業に係るアンケート調査結果をどのように生かしているのか**についてであります。第4期介護保険事業計画の策定に当たり、介護保険サービスの利用状況や今後のサービス内容、保険料などについて昨年2月から3月にかけて40歳以上の市民500人を対象にアンケート調査を実施いたしました。調査結果では、「在宅介護への支援」と「平均的な介護保険料でまかなえるサービスの充実」を望む声が多かったことからこれを計画に反映させ、居宅サービスのうちホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイサービスの利用人数について20%増加を見込んだ計画といたしました。また、介護保険料につきましては介護保険事業基金の活用により保険料の上昇を抑え被保険者の負担軽減を図った結果、県内では平均的な保険料になっております。さらに、認知症で介護が必要な方の施設整備の要望も多かったことから、グループホームの整備も計画しております。また、介護保険制度やサービス実施事業所のことがよくわからないという意見を受け、制度に関するガイドブックを作成し介護相談や出前講座などの機会に配布したり、市の広報、ホームページ等にサービス事業所の一覧を掲載しているほか、地元新聞紙上で定期的に制度の内容や事業計画についてお知らせするなど、周知や理解の拡大に努めているところでありますので御理解をお願い申し上げます。

②**施設入所待機者が現在469人。この数字をどう見るか**についてであります。施設入所を希望されている方の人数は合併後の平成17年が316人であったのに対して18年が361人、19年が371人、20年は408人、そして現在は469人に達しております。現在、市内には特別養護老人ホームが6施設あり、定員は395人です。また、第4期介護保険事業計画においては22年度に20床の増設を計画しております。このほかに、介護老人保健施設3施設で定員330人、介護療養型医療施設2施設で184人、グループホーム9施設で117人があり、さらに短期入所施設も11施設で205人ありますので、今後も地域包括支援センターを中心とし関係社会福祉法人等とも協議を重ねながら、待機者の解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

③施設入所も不可、経済的にも大変、精神的・身体的限界等の家族ケアをということですが、市では家族介護者の精神的負担を軽減するための教室をほぼ週1回のペースで開催し、経済的負担を軽減するために高齢者在宅介護慰労金や家族介護用品券の支給事業を実施しております。また、高齢者に関する相談窓口として6カ所に地域包括支援センターを設置しており、ケアマネジャーなどの専門職員が相談活動を実施しております。介護にはそれぞれの事例に応じた対応策が必要であることから、これらの専門職員がきめ細かく実情を伺い、それぞれの利用者に適したサービスが受けられるよう努力しております。今後は市が行っている家族ケアのための事業を広く周知するとともに、家族介護者を支援するサービスをさらに充実させてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

④75歳以上の人口が65～74歳の人口を上回っている。雇用創出の面からも介護従事者を市の責任で雇用することという御提案であります。議員御指摘のとおり、現在、市の65歳以上75歳未満の人口は1万2,070人で、75歳以上は1万3,114人、高齢化率はほぼ31%に達しております。そのため、今後、介護に従事しなければならない方がますます必要になることは確実であると思われま。昨年来の緊急経済対策の関連もあり介護に従事する方々の処遇改善が行われ、新政権においても同様に取り組む方針が示されておりますので、市としましても最大限バックアップしてまいりたいと考えております。市が直接介護職員を雇用してはどうかとの御提言がありますが、行政改革を推進する中で民間が持つ機動力や柔軟性を活用し質の高いサービスを提供するため、介護施設についても指定管理者制度を導入しているところでありますので、今後も国・県の施策を活用して、民間事業者を支援する方法により介護従事者の雇用創出を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

3点目、へき地保育所への2歳児入所は誕生月を迎えた時点で随時可能となるようにすることという御提案であります。へき地保育所については設置当時の事情などから満3歳以上の児童を対象として開設しており、それに沿った施設の設備や保育士の人員配置などを行っております。しかしながら、2歳児の入所についても要望が高まってきたことから、施設等の状況や資格のある職員の配置状況を見て、受け入れ可能な範囲内で数年前から受け入れを行うようにしているところであります。へき地保育所は国の通達では保育士などの資格所持者が2名配置されればよいことになっておりますが、市では児童の安全性や保育の質の向上等を考慮して認可保育園と同等の基準で職員を配置しております。この職員の配置数は4月当初の入所児童数が決定した段階で決めておりますので、年度途中で入所の希望があった場合は配置された職員が見ることができる枠に余裕があれば入所を受け入れてきたところであります。この保育士の設置については、国の基準では4歳以上の児童30人に1人、2歳児では6人に1人を設置することとなっておりますので、2歳児が年度途中に入所可能になるのは6人の枠を超えない場合となるわけでありま。また、仮に年度途中に多くの入所希望者があつたとしても急な保育士の確保はハローワークや関係者を通じてもなかなか難しいのが現状であります。今後と

も年度途中の入所希望があった際はできる限り配慮していくとともに、認可保育園など他の保育施設での受け入れが可能な場合もありますので、御相談いただきたいと考えております。また、へき地保育所に限らず保育士の確保についてはこれまで以上に努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、**保育室の面積の最低基準の改善を国に求めることと並行して、市独自で詰め込み保育からゆとりある保育に転換すること**という御提案であります。国の今回の1人当たりの最低基準面積の緩和措置については、大都市圏でふえ続けている待機児童の解消策としての一時的な緩和措置であると理解しております。待機児童の問題は大都市圏と地方ではそれぞれ抱える課題が異なっており、それらを集約した新たな法的整備が必要となっているものと思われまます。今後、待機児童の解消に向け国が現在の基準を緩和することがありましても、本市では窮屈な保育とならないように配慮してまいります。また、桂城幼稚園舎の用途についてであります。来年度は改築する有浦保育園本園の仮園舎として保育を実施する予定であり、改築後は城南保育園などの待機児童の解消のために活用することとし、40人の定員にこだわらず柔軟に対応してまいります。また、改築後の有浦保育園本園は定員を20人ふやし、定員120人の保育園とすることで検討しておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

5点目、**昨年の除排雪の反省点を今期の計画にどのように反映させたのか**についてであります。9月定例会でもお答え申し上げましたが、除雪は冬期における市民生活の安心・安全と円滑な経済活動を図るため実施しているものであります。ことしも11月13日に受託業者への説明会、12月1日には直営の出動式を行い、除雪作業態勢を整えたところであります。まず、昨年度の除雪に関しましては「自宅前に多く雪を置かないでほしい」「除雪車はもっと早く来てほしい」「現地立ち会いをしてほしい」という苦情や要望が市民の皆様から寄せられたことから、これらの声を反省点としてとらえ、これまで32町内において町内関係者・職員及び受託業者による現地立ち会いを行い、対応を指示しております。排雪につきましてはロータリー車による作業となるため、直營業務については除雪班と排雪班に分け、幅員や見通しの確保のため道路の両わきや交差点付近を優先して実施することとしております。また、流雪溝整備については雪対策の一つの手段ではありますが、水源の確保や地理的な条件、管理運営などの課題があり、現状での拡張は困難であると考えております。さらに、間口除雪支援については本年度も事業を継続することとし、事業開始前の意向調査で実施意欲のあった56町内に実施の意向を再確認した結果、26町内、141世帯で実施することとなっております。このほかに、間口除雪関連ではシルバー人材センターとの連携により、高齢者の非課税世帯を対象として30分50円から御利用いただける除雪サービスや、除雪ボランティア事業（ハチ公スノーレンジャー）も実施いたしますので、御利用いただきたいと思っております。本年度も除雪作業につきましては市民の皆様のお協力をいただきながら実施し、安全で円滑な交通と快適な市民生活の確保に努めてまいります。

6点目、父子家庭の実態を調査し、一定の手当・支援金など市独自の制度を設けることという御提案であります。ひとり親家庭の支援につきましては、ひとり親医療費助成制度やひとり親ホームヘルプサービスなど父子家庭と母子家庭の両方への支援や経済的に困窮度が高い母子家庭に限定した児童扶養手当の支援があります。これらの支援制度の設立時は、国は当時の社会状況などにかんがみ母子家庭の支援を中心に整備してきた経緯があることから、議員御指摘のように差が生じていることは認識しております。母子家庭が受給する児童扶養手当は月額約4万円ですが、これと同様に父子家庭に支給するとすれば本市では62世帯が対象となり、その額は年間2,340万円と見込まれることから、これを市単独で負担することは困難であります。市としましては、母子家庭と同様の支援制度が創設されるよう、市長会等を通じて国に対し要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○17番(笹島愛子君) 議長、17番。

○議長(石田雅男君) 17番。

○17番(笹島愛子君) 市長に再質問いたします。この介護の問題ですけれども、2点目の②の入所待機者が現在469人と言いましたけれども、全国的にはこの特養ホームの入居待ちが38万人を超えているというふうに言われています。どこも施設不足で入居できるまで数年待ちという状況が常態化していると言われております。そのために老人下宿とも言われる無届け施設などで暮らす人も少なくないですし、また、ことし3月に群馬県の高齢者施設で火災によって入所者が10人亡くなったという事件も起きています。2015年には戦後ベビーブーム世代が高齢化する年としてこれを何とかしなければならないというふうに言われておりますけれども、これについて大館市ではどのようになると見込んでいるのか、もし今この数字がわからなければ後ほど結構ですのでお願いいたします。また、戦後ベビーブーム世代が高齢化することも含めてこの介護保険制度のことを考えなければいけないと思いますが、まず1点お聞かせ願います。

③の施設の入所もできない、経済的にも大変だということでもありますけれども、私が市民から相談されて一番心が痛むのは「何とか施設に入れてほしい」「何とか頼めないか」というふうに言われることです。私は「これだけの人が待っている。だけれどもその施設によっては何としても早く入れなければならない人とかの審査があるので、まず申し込んでほしい」と、このように答えることしかできないという状況で、私が非常に高齢者対策で胸を痛めている事例です。所得が少ないという人の介護の現場では、介護が必要だからではなくて負担の能力から逆算して、例えば月1万円でケアプランの利用計画をつくってほしいと、この金額を言うてお願いするという事例もあるようです。ですから経済的に大変、精神的・身体的には何とか家族ケアを、については市でもいろいろなことを行っているとうかがいましたけれども、この経済的に大変だということについては何としても家族介護支援金も含めて改めて市で考えなければならない問題だと思っておりますけれども、この経済的に大変だという方についての市長のお考え

をもう1回お聞かせ願いたさきたいと思ひます。

それから、④の市の責任で雇用することと言ひましたけれども、今のこの介護保険制度の内容から言ひますと、「昔のように直営の事業もこれからは必要になつてくるのではないか」と言ひ専門家もおります。それで、私は今回質問するに当たつて調べたのですが、この公的な在宅介護の始まりは1956年ださうです。長野県上田市・諏訪市などで始まつた家庭養護婦、後の家庭奉仕員派遣事業だということを初めて知りました。今こういうふうにならなれていて家族も大変、本人も大変という中で、今すぐでなくてもこれから直営事業が復活することも含めて考えなければいけないのではないかとこのことをもう一度済みませんが市長のお考えをお聞かせいたさきたいと思ひます。

それから最後ですけれども、へき地保育所の問題ですが、実は今月に入つてから年齢的に言へば23～26歳くらいでしょうか、若い女性から言われました。「年が開けたら働かなければならぬ。でも子供はまだ1歳、4月に2歳になる」こういうお母さんからでした。本当に涙目で「年が開けたら働かなければやつていけない」と言われ、私も女性の顔を見て答えられない状態でしたけれども、「働きたいのではなくて働かなければならぬ」というふうになられたときは本当にこれは何とかしなければならぬというふうにならなれて思ひました。それで今回は矢立保育所だけに関し言ひましたけれども、現在ことしは7人ですけれども、来年3歳児になる可能性があるので、2歳児のところはもしかすれば少なくなるかもしれませぬ。それによつてそうした場合は途中でも受け入れをやつていたさきたい。今市長は「定数内であれば受け入れられる」と言われましたけれども、この一人のお母さんの例だけでなく、5月生まれの方も6月生まれの方も必要として思ひます。ぜひこれについては市長、もう一度お考えをお聞かせいたさきたいと思ひます。以上です。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（石田雅男君） 市長。

○市長（小畑 元君） 笹島議員の再質問にお答えしたいと思ひます。

再質問の1点目はベビーブーマーの時代を迎えて、今後高齢者対策をどう考えるかということなのですけれども、私もそのベビーブーマーの一人であり他人事ではありませんので、実際にこのベビーブーマーの時代、昭和22年～24年というのは大きな人口の一つの波にならなれて、これが大学入試のときも非常に定員が足りない、学校が足りないといった問題を起こしてありますし、恐縮ですけれどもこのベビーブーマーが常に社会問題の波を起こしてあります。これを何とか過ごさなければいけないという意味では私自身もこれから早期に対応を考えておかなければいけないと思ひます。実は次の再質問にも関係するわけですけれども、もちろんあり余る施設があつて予算があれば何も問題ないわけでありませぬけれども、とてもそれは無理だと。また、実際に特養にしても何にしても設置基準というのがありますので、人口何人当たりということではそれ以上は市の単独事業でなければならぬなかつくらせてもらえない

という現状でありますから、どうしても人口割でこれらのキャパシティが決まってくるわけ
であります。その意味でも各御家庭なり地域なりで互いに協力しながらこの介護なりを進めて
いかなければいけないというのが現状なわけであります。

次の点に移りますけれども、しからばこういった経済的負担をどうするのかというお話でご
ざいました。もちろん家族への思いやりという意味からさまざまな手だても講じたいのはやま
やまでありますけれども、これとても切りも限りもあるわけであります。その意味ではさまざ
まな施設入所、例えばショートステイを上手に使っていく等いろいろな工夫をしながら一つ一
つ乗り越えていかなければいけないのではないのでしょうか。また、余りに介護の負担が厳し
くて大変だからというところについてもどんどん御相談いただきたいと思います。我々も急場
をしのご方法なりさまざまな手だてを講じていきたいと思っております。

次に介護、その他について直営ということをもう一度考えたらどうかということですが、今
あらゆる法律なりさまざまな施策の流れというのは、どちらかといいますと民活、つまり民間
の事業を推し進めながら公的なサイドがそれをサポートしていくことで、できるだけ効率よく
やっていこうという流れであります。どうしても直営ということに対しては多分議会でもいろ
いろ御意見が出てくるのではないかと思います。ですから直営でできればそれにこしたこと
はないかもしれませんが、しかしこれからのいろいろな意味での日本の社会のあるべき姿を考
えてみたときに、例えば指定管理者制度が導入された時点においてさまざまな御意見がござい
ましたけれども、これが一定程度定着し、しかもきちんとそれなりに管理・運営なり指導をし
ていけばむしろ直営よりも実を上げるケースも効果が多いこともあるのではないのでしょうか。
そういう意味で私どもみずからを戒めて十分に直営にまさる民活でこういった問題を解決でき
るように最大限努力していきたいと思っております。

4点目ですけれども、非常にお困りになっている方をよければこちらに御紹介いただけませ
んか。私の方によこしてください、一緒に相談しますから。確かに子供を育てることは大変な
ことだと思っております。私の方によこしてください。一緒になって相談しましょう。それが一つの
方法だと思っております。もちろん矢立地区においての個別の問題・事案、職員の確保について
もなかなか大変だと思っておりますが、融通を持たせるように頑張っていきたいと思っております。また、
個々のケースについては本当にお子さんを育てて頑張っていかなければいけないお母さんたち
を支援することが行政の最大の役割の一つだと思っております。最大限これからも頑張ってい
きますので、議員お一人の肩に背負わずにみんなで背負って頑張っていこうではありませんか。
どうかそういうことでよろしく願いいたします。

○17番（笹島愛子君） 議長、17番。

○議長（石田雅男君） 17番。

○17番（笹島愛子君） みんなで子育てしなければならぬと思います。今市長が言われたよ
うに、もしその方に話してどうしてもということであれば改めて私も一緒に相談に来るかもし

れません。そのときはどうかよろしくお願ひしたいと思います。それから、この質問をするに当たって担当の方からいろいろ聞いたのですけれども、保育士さんがいないということなのですけれども、これは本当にそうなのでしょうかというふうに思いたくないのですが、ぜひ積極的に募集をかけていただいて、定数内、定数外になってもいいように保育士さんの確保を何とかもやっていただきますように、このことはお願ひしておきまして終わります。

○議長（石田雅男君） 以上で、通告による一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案等の付託

○議長（石田雅男君） 日程第2、議案等の付託を行います。

議案等34件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託いたします。

議 案 等 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
議案 第139号	大館市小柄沢墓園造成基金に関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第140号	大館市墓地公園に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第141号	秋田三鶏記念館に関する条例案	教 産 委
〃 第142号	大館都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第143号	大館市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第144号	旧慣使用権の廃止について（餌釣字屋敷地内外）	総 財 委
〃 第145号	大館市比内福祉保健総合センターの指定管理者の指定について	厚 生 委
〃 第146号	大館市斎場及び大館市ペット霊園の指定管理者の指定について	〃
〃 第147号	大館総合技能センターの指定管理者の指定について	教 産 委

議案 第148号	市道路線の認定について（泉町5号線外2路線）	建 水 委
〃 第149号	大館市定住自立圏形成方針の策定について	総 財 委
〃 第150号	平成21年度大館市一般会計補正予算（第6号）案	（ 分 割 ）
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部 歳出 第1款 議会費 第2款 総務費（ただし、第1項第18目・第22目 及び第3項を除く） 第9款 消防費 第2条第2表 債務負担行為補正 第3条第3表 地方債補正 （ 最 終 調 整 ）	総 財 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第1項第18目・第22目及 び第3項 第3款 民生費 第4款 衛生費（ただし、第1項第16目を除く）	厚 生 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第10款 教育費	教 産 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第4款 衛生費のうち、第1項第16目 第8款 土木費 第11款 災害復旧費	建 水 委
〃 第151号	平成21年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案	厚 生 委
〃 第152号	平成21年度大館市介護保険特別会計補正予算（第3号）案	〃
〃 第153号	平成21年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）案	建 水 委

議案 第154号	平成21年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算 (第2号)案	厚生委
〃 第155号	平成21年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)案	建水委
〃 第156号	平成21年度大館市都市計画事業特別会計補正予算(第3号)案	〃
〃 第157号	平成21年度大館市財産区特別会計補正予算(第3号)案	総財委
〃 第158号	平成21年度大館市水道事業会計補正予算(第2号)案	建水委
〃 第159号	平成21年度大館市下水道事業会計補正予算(第2号)案	〃
〃 第160号	平成21年度大館市病院事業会計補正予算(第2号)案	厚生委
請願 第19号	EPA・FTA推進路線の見直しを求め日米FTAの推進に 反対する意見書の提出要請について	教産委
〃 第20号	米価の回復と価格の安定、ミニマムアクセス米の輸入中止を 求める意見書の提出要請について	〃
陳情 第40号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出要請に ついて	厚生委
〃 第41号	電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見 書の提出要請について	教産委
〃 第42号	暮らしを支える行政サービスと人員の拡充を求める意見書の 提出要請について	総財委
〃 第43号	雇用と生活を守る施策強化を求める意見書の提出要請につい て	教産委
〃 第44号	社会保障の拡充を求める意見書の提出要請について	厚生委
〃 第45号	教育予算の拡充を求める意見書の提出要請について	教産委
〃 第46号	2010年度の年金確保に関する意見書の提出要請について	厚生委
〃 第47号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出要請につい て	〃
〃 第48号	細菌性髄膜炎ワクチン接種への公費助成について	〃
〃 第49号	細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を 求める意見書の提出要請について	〃

○議長（石田雅男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月17日午後1時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時29分 散 会
